

大情審答申第 492 号
令和 3 年 6 月 15 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曽我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表1の（あ）欄により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った別表1の（お）欄及び別表2の（う）欄に記載の各決定（以下「本件各決定」という。）のうち、別表1の項番12の（お）欄に記載の決定についてはこれを取り消し、平成30年5月28日付け決裁文書「平成30年度市政モニターの選出及び選出結果等の通知並びにホームページコンテンツの修正について」を改めて特定した上で、公開、非公開等の決定をすべきである。

実施機関が行ったその他の決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、別表1の（い）欄に記載の年月日に、実施機関に対し、別表1の（う）欄に記載の旨の公開請求（以下項番順に「本件請求1」から「本件請求12」といい、あわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求にかかる公文書（以下「本件各請求文書」という。）を保有していない理由を別表1の（か）欄に記載のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件各決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、別表1の（き）欄及び別表2の（え）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表1の（く）欄に記載のとおりである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表1の(け)欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

審査請求人は、本件各請求文書は存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件各請求文書は存在しないとして争っている。

したがって、本件各審査請求の争点は、本件各請求文書の存否である。

3 本件各請求文書の存否について

(1) 市政モニターアンケート等に関する事務について

本件各請求において対象となっている市政モニターアンケート等の調査について実施機関に確認したところ、以下のとおりであった。

ア 市政モニターアンケート、民間ネット調査、世論調査について

(ア) 市政改革室では、市民のニーズを把握し、今後の基礎資料とするため、市の施策について各所属からの希望に基づき、市政モニターアンケート、民間ネット調査、世論調査を実施してきた。

まず、市政モニターアンケートとは、18歳以上の大阪市民を公募によりモニターに選定し、市政に関するアンケートに答えていただくものである（平成31年3月末をもって廃止）。

次に、民間ネット調査とは、民間調査会社に登録するインターネットモニターに対し、アンケートを行うもので、調査内容によって、特定の条件（20歳のみ・女性のみなど）に合致する調査対象へ調査を行うことができるものである。なお、市政モニターアンケートと民間ネット調査は同時に実施していた。

最後に、世論調査とは、大阪市に居住している18歳以上の市民2,500人を無作為に抽出し、調査票を送付することにより調査を行うものであり、年に1～2回実施しているものである。

(イ) 上記各調査の具体的な実施方法は以下のとおりである。

まず市政モニターアンケートの場合は、「大阪市電子申請・オンラインアンケートシステム」上で行われたアンケートの回答そのもので、集計や編集などを施していないデータ（以下「ローデータ」という。）を、市政改革室において当該システムから出力し、アンケート実施希望所属に当該データをメールで送信

する方法により行っており、各所属が作成する報告書「調査から分かったこと」には当該ローデータを集計した数値がそのまま記載され、ホームページに掲載されている（当該ローデータが掲載されることもある）。

次に世論調査の場合は、実施機関に業務委託による成果物として調査結果のローデータ（Excel 形式）、数表のデータ（Excel 形式）に加えて、回答結果のグラフやグラフから読み取れる客観的な事実を簡潔に説明した文章等を記載した調査報告書のデータが提出される。

最後に民間ネット調査の場合は、市政改革室が業務委託により調査結果のローデータ（Excel 形式）及び単純集計表（Excel 形式）の提出を受け、調査実施希望所属に当該データをメールで送信する方法により行っており、各所属が作成する調査報告書には当該ローデータを集計した数値がそのまま記載され、ホームページに掲載されている（当該ローデータが掲載されることもある）。

イ 各区役所で行うアンケートについて

各区役所では、区民のニーズを把握し、今後の基礎資料とするため、アンケート調査を行っている。

アンケートの方法は区役所により異なり、当該区に住民登録がある 18 歳以上の者のなかから無作為抽出した方を対象者として選定し、区政に関するアンケートの回答を求めるもの、区民モニター登録した区民に、区政に関するアンケートの回答を求めるものの二つがある。

ウ 各調査結果について

上記ア及びイにより行われた各調査によって取得したデータは、母集団を代表するもの、つまり、市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるものとなっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用している。

そもそも市政モニターや民間ネット調査は、無作為抽出により行うものではなく、あらかじめ、本市や民間調査会社に登録されたモニターに対して行うアンケートであり、統計学上求められる代表性や有意性の確認を行うことを予定しておらず、各調査から得られたデータを母比率の推計値として扱っていない。このことは、本市ホームページの市政モニターと民間ネット調査の概要を説明するページに「本アンケートは無作為抽出によるものではないため、調査結果は『市民全体の状況』を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」「本アンケートの回答者は民間調査会社に登録するインターネットモニターであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように『市民全体の縮図』ではありません。そのため、調査結果は、『市民全体の状況』を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」と記載していることからも明らかである。

また、無作為抽出により実施している世論調査についても、実施機関が行う世論調査は、統計法に基づく統計調査ではなく、「標本の代表性や、観測された偏りなどが母集団について有意であるかを確認」しなければならないとする法令等の

定めはないことから、こういった確認を実施しておらず、また、調査から得られたデータを母比率の推計値として扱うことも行っていない。

(2) 本件請求1、本件請求7及び本件請求9に係る公文書の存否について

本件請求1、本件請求7及び本件請求9は、市政モニターアンケート等に関し公表された「調査からわかった内容」や、施策・事業に活用された数値が、どのような過程を経て導き出されたのかが記載された文書の公開を求めるものである。

審査請求人は、市政モニターアンケート等は母比率を求めるために無作為抽出アンケートを行いその結果をもとに母比率を推定（アンケートの回答で観測された割合をもとに、市民全体における割合も同様の値であろうと推定すること）し、報告書にまとめていることは明らかであり、運営方針立案などの業務の根拠として区民モニターのデータを用いているということは、区民モニターでの観測値を母比率の推定値として用いているということになる旨を審査請求書や意見書に記載していることから「実施機関は市政モニターアンケート等の結果を、母集団を代表するものとして取り扱っている」との前提のもと、母集団を代表する数値がどのように調査結果から導き出されたのかの過程を、具体的に記載した文書が存在するはずであると主張していることが認められる。

しかしながら、上記(1)のとおり、実施機関の説明によると、市政モニターアンケート等の結果をあくまで当該各調査の回答者の回答状況にとどまるものと取り扱っていることであり、また実際に実施機関においてアンケート結果の数値はそのまま報告書やホームページに掲載していることが認められることから、そもそもアンケートの調査結果から母集団を代表する数値を導き出すという作業を行っていないという実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、施策・事業に活用された数値がどのように調査結果から導き出されたのかが記載された文書は存在しないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はないと認められる。

(3) 本件請求2から本件請求6まで、本件請求8及び本件請求11に係る公文書の存否について

本件請求2から本件請求6まで、本件請求8及び本件請求11は、市政モニターアンケート等に関し公表された「調査からわかった内容」、「市政改革プラン」又は特定区役所が作成した区運営方針に記載された数値がなぜ母比率の推計値となり得るのか及びこの数値が正しい（信頼できる）もので、施策・事業に活用することができると判断した根拠がわかる文書の公開を求めるものである。

審査請求人は上述のとおり、「実施機関は市政モニターアンケート等の結果を、母集団を代表するものとして取り扱っている」との前提のもと、「調査からわかった内容」等に記載された数値がなぜ母比率の推計値となり得るのか及びこれらの数値が正しいもので、施策・事業に活用することができると判断した根拠を具体的に記載した文書が存在するはずであると主張している。

この点、調査結果を施策・事業に活用することができると判断した根拠がわかる文書として、市政モニター設置の目的が記載された設置要綱などの規定が考えられるところ、実施機関によれば、本件請求6に対する決定に際し、審査請求人に当該

設置要綱の公開を求めていたかを確認したが、当該要綱に記載されている市政モニター設置の目的は抽象的であり、その目的が具体的にどのようなものなのかが書かれた文書等の公開を求めていたとの回答を得ているとのことであった。

前記(1)のとおり、各調査は市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されたものではなく、あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるものであり、また実際に実施機関においてアンケート結果の数値を加工することなくそのまま報告書やホームページに掲載していることが認められることから、実施機関は各調査結果を施策・事業に活用するにあたり母集団を代表する数値として取り扱っていないのであり、母比率の推計値となり得るかという判断の根拠や方法に係る公文書が作成されることは明らかである。

したがって、調査結果が施策・事業に活用することができると判断した根拠に係る公文書を作成していないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はないと認められる。

(4) 本件文書 10 に係る公文書の存否について

本件請求 10 は、「市政改革プラン 2.0 (区政編)」に定める成果指標目標値の測定のために全区役所において行った「無作為抽出アンケート」(以下「当該アンケート」という。)について、すでに公開された区長会議提出資料「『市政改革プラン 2.0 (区政編)』の成果指標の測定等について」(以下「当該文書」という。)の他に、統計学上必要とされる、信頼度、標本誤差の設定を行っている調査の設計内容がわかる文書の公開を求めるものである。

審査請求人は、統計学上、信頼度、標本誤差の設定を行わなければ必要なサンプル数は定まらないはずであり、「18歳以上の無作為に抽出された区民。各区 2000 名」とすることの設計は、当該文書を区長会議に提出する意思決定が行われた際の文書に記載されているはずである旨主張していることから、当該文書の提出に係る意思決定の文書(以下「決裁文書 1」という。)を確認したところ、決裁文書 1 には、過去の回答率と予算事情を加味して調査対象を各 2,000 名とすることが記載されているものの、信頼度及び標本誤差の設定を行う等の設計内容は記載されていなかった。

次に、当該アンケートの設計内容は当該アンケート実施に係る意思決定の文書に記載されていると考えられることから、当審査会において当該アンケート実施に係る意思決定の文書(以下「決裁文書 2」という。)を確認したところ、決裁文書 2 には、過去の回答率が記載されているものの、信頼度及び標本誤差の設定を行う等の設計内容は記載されていなかった。

上記(1)のとおり、当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず、「市政改革プラン (区政編) の進捗状況 (平成 30 年 8 月末時点)」に掲載した内容はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるものであり、また実際に実施機関においてアンケート結果の数値をそのまま報告書やホームページに掲載していることが認められることから、当該アンケートについて統計学上必要とされる、信頼度、標本誤差の設定を行っている設計内容が記載された文書は存在しないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はないと認められる。

(5) 本件文書 12 に係る公文書の存否について

本件請求 12 は、すでに公開された市政モニター設置要綱の他に市政モニターの人数を決定する根拠がわかる文書の公開を求めるものである。

審査請求人は、市政モニターの人数構成の根拠がわかる文書の公開を求め、その根拠は市政モニター選出に係る意思決定文書に記載されているはずである旨主張していることから、当審査会において平成 30 年 5 月 28 日付け決裁文書「平成 30 年度市政モニターの選出及び選出結果等の通知並びにホームページコンテンツの修正について」(以下「当該決裁文書」という。)を確認したところ、市政モニターの性別や年齢を踏まえた人数構成の検討過程等が具体的に記載されていることが認められた。

上記のとおり本件請求 12 は、市政モニターの人数を決定する根拠がわかる文書の公開を求めるものであり、この点について実施機関は、市政モニターの人数は市政モニター設置要綱において 800 名以下と定められているから、人数を決定する根拠は市政モニター設置要綱であり、このほかには存在しないと主張するが、本件請求 12 における「根拠」には人数構成を決定した理由や考え方が含まれると考えるのが相当であり、当該決裁文書は本件請求内容 12 に合致すると認められる。

したがって、実施機関は本件請求 12 に対し当該決裁文書を改めて特定した上で、公開、非公開等の決定をすべきであったと認められる。

(6) なお、審査請求人は、市政モニターアンケート及び世論調査の当初の制度設計では統計学を踏まえてなされていたものが、その後学問的根拠が引き継がれず形式的な方法だけが引き継がれた調査が行われていると説明し、本件各請求において、統計学を踏まえた制度設計に係る資料の公開も求めていると主張する(なお、市政モニターアンケートについては昭和 38 年、世論調査については昭和 28 年から実施されている)。

しかしながら、審査請求人の主張するような制度設計当初に統計学を踏まえた調査が行われていたとしても、本件各請求は、平成 27 年度から平成 30 年度までのアンケート等の実施結果の数値が母集団を代表するものと判断する根拠がわかる文書の公開を求める内容のものであることから、制度設計当初の資料は本件各請求文書であるとは認められない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 玉田 裕子、委員 長谷川 佳彦

(参考) 答申に至る経過

平成 30 年度諮問受理第 39 号ほか 74 件

年 月 日	経 過
平成 31 年 2 月 12 日	諮問書の受理 (平成 30 年度諮問受理第 39 号)
平成 31 年 2 月 15 日	諮問書の受理 (平成 30 年度諮問受理第 42、43、45、47、49、54～56、59～61、63、64～87 号)
平成 31 年 2 月 18 日	諮問書の受理 (平成 30 年度諮問受理第 48 号)
平成 31 年 2 月 19 日	諮問書の受理 (平成 30 年度諮問受理第 52 号)
平成 31 年 2 月 26 日	諮問書の受理 (平成 30 年度諮問受理第 46 号)
平成 31 年 2 月 27 日	諮問書の受理 (平成 30 年度諮問受理第 57 号)
平成 31 年 2 月 28 日	諮問書の受理 (平成 30 年度諮問受理第 58、89～91 号)
平成 31 年 3 月 11 日	諮問書の受理 (平成 30 年度諮問受理第 92 号)
令和 2 年 3 月 13 日	実施機関からの意見書の收受 (平成 30 年度諮問受理第 39、52、89～92、97 及び 125 号)
令和 2 年 3 月 28 日	諮問書の受理 (平成 30 年度諮問受理第 97～121 号)
令和 2 年 3 月 29 日	諮問書の受理 (平成 30 年度諮問受理第 125 号)
令和 2 年 4 月 7 日	審査請求人からの意見書の收受 (平成 30 年度諮問受理第 39、52、89～92、97 及び 125 号)
令和 2 年 8 月 31 日	実施機関からの意見書の收受 (平成 30 年度諮問受理第 69、103 号)
令和 2 年 9 月 1 日	実施機関からの意見書の收受 (平成 30 年度諮問受理第 42、43、45、47～49、54、58、59、61、63～68、70、71、73～77、80～82、84～87、98～102、104、105、107～111、114～116、118～121 号)
令和 2 年 9 月 2 日	実施機関からの意見書の收受 (平成 30 年度諮問受理第 57、79、113 号)
令和 2 年 9 月 3 日	実施機関からの意見書の收受 (平成 30 年度諮問受理第 72、78、106、112 号)
令和 2 年 9 月 4 日	実施機関からの意見書の收受 (平成 30 年度諮問受理第 46、83、117 号)
令和 2 年 9 月 7 日	審査請求人からの意見書の收受 (平成 30 年度諮問受理第 42、43、45～49、54～61、63、64～87、98～121 号)
令和 2 年 9 月 8 日	実施機関からの意見書の收受 (平成 30 年度諮問受理第 55、60 号)
令和 2 年 9 月 9 日	実施機関からの意見書の收受 (平成 30 年度諮問受理第 56 号)
令和 2 年 9 月 11 日	調査審議
令和 2 年 10 月 14 日	調査審議
令和 2 年 11 月 11 日	調査審議

令和2年11月30日	実施機関からの意見書の收受（平成30年度諮問受理第88、122及び123号）
令和2年12月9日	審査請求人からの意見書の收受（平成30年度諮問受理第88、122及び123号）
令和2年12月10日	調査審議
令和3年1月13日	調査審議
令和3年2月10日	審査請求人の意見の陳述
令和3年3月10日	調査審議
令和3年4月20日	調査審議
令和3年6月15日	答申

項番	(あ) 質問	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 存在しない理由	(き) 審査請求日	(く) 審査請求人の主張	
								(け) 実施機関の主張	
1	平成31年2月12日付け大市第52号	平成30年11月13日	【本件請求1】 大阪市ホームページにある市民の声の回答に「取得したデータは基礎資料の一つとして活用し、必要に応じて様々な関連情報も含めて総合的な判断を行っております」とありますが、具体的にどのように活用しているのかが示されている文書及び、調査結果がこのように使用できる根拠が示されている文書を公開してください。	市政改革室	平成30年11月27日付け 大市第26号 による不存 在による非 公開決定	「具体的にどのように活用しているのかが示されている文書及び、調査結果がこのように使用できる根拠が示されている文書」について、市民の声の回答では、具体的な事案の説明を行ったものではないため、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成30年12月3日	<p>【審査請求書】 平成28年度調査結果の活用状況のページを見ると、市政モニターなどの調査結果から分かった内容や調査結果を踏まえて改善・検討した事柄の記載がある。「調査結果から分かった内容」の記載では、調査結果が母比率などの推計値として扱われているが、根拠なしに調査結果を母比率などの推計値として用いることはできないはずで、そこには何らかの根拠が存在し、それは、上記ページを作成する際の意思決定の文書あるいは、市政改革室が各部署に示している分析にかかるマニュアルなどに記載されているはずだ。 市政改革室は、現に上記ホームページが存在しているにもかかわらず「公文書を作成していない」との虚偽の理由を示しており、処分には理由がない。</p> <p>【意見書】 1 市政モニター、世論調査、民間ネット調査の目的について 市政モニター、世論調査、民間ネット調査（以下、総称する場合は「各事業」という。）の目的について、各事業の目的に関する説明などから、各事業の目的は「市民ニーズの把握」「施策・事業の効果測定」である。市政改革室は、当該目的が達成できるものとして各事業の制度設計を行ったはずである。審査請求人の請求の本旨はまさにこの点にあるのであり、各事業により記載の目的が達成できるとする根拠を明確にすることを求めるものである。 2 平成30年3月14日付の市政改革室の回答は次の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・「市政モニターアンケート」や民間ネット調査」は、ご指摘のとおり、「世論調査」のように母集団全体から無作為抽出を行い、サンプルを抽出しているのではないため、母集団（大阪市民）の代表となっているとは言えない。 ・すべての調査を「世論調査」の手法により実施することが望ましいが、費用面等の制約がある。 ・サンプルが母集団の代表となっていないことを踏まえ、より母集団の代表に近づけるための設計を行うなど、可能な範囲で見直しを行ってまいる。 <p>つまり、この段階では世論調査の標本は、無作為抽出を行っていることを根拠に母集団の代表になっていると考えており、市政モニターや民間ネット調査についても世論調査に準じたものにすることが望ましいと考えていたと認められる。</p> <p>3 弁明書の主要な主張は、「各事業によって取得したデータは、母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用するものであり、「各事業では母集団の推計値や母比率の推計値として扱うことは行っておらず、よって文書は存在しない」というものであると認められる。</p> <p>4 まず、「母集団の推計値として扱うことは行っていない」「母比率の推計値として扱うことは行っていない」という点については、弁明書と審査請求人の見解が最も良い違っている点であるが、後述するように事实上各事業での観測値を母比率（の推計値）として取り扱っており、言っていることやっていることが違っている。</p> <p>この事実上各事業での観測値を母比率（の推計値）として取り扱っているという点については、そのように取り扱えるものであるとの何らかの根拠が存在しない限り行き得ない。1.に記載した通り各事業の目的が達成できるように各事業の制度設計は行われたはずであり、根拠はそこに存在しているはずである。</p> <p>そして、審査請求人はこの根拠は統計学以外にはあり得ないと考えている。標本調査により取得されたデータに基づいて母集団の推計を行なうための学問的体系は統計学以外には存在しないからである。以下でも述べるが、この点についての過去の市民の声の回答では「標本が母集団を代表するかの確認は行っていない」「統計的検定は行っていない」「調査結果が母集団に適用できるかの確認は行っていない」などとしており、統計学によらない何らかの根拠で処理を行なっていると考えざるを得ず、制度設計がどのようになっているのか非常に心配がある。</p> <p>さらに「必要に応じて様々な関連情報を合わせて」という点も、弁明書の随所に現れる「各数値は各調査の調査結果から得られた数値をそのまま記載したもの」という説明と明確に矛盾している。</p> <p>つまり、「統計学ではない」「母集団の推計は行っていない」などの弁明書の主張は、各請求にかかる請求対象を恣意的に狭く解釈し、このように主張することで不存在にするためものである。</p> <p>世論調査結果報告書の記載について、上記のとおり世論調査結果報告書に「今回の調査は標本調査」「母集団値を測定できます」と明記されていた。さらに記載されている標本誤差を求める式については、推測統計学において最も重要な定理である「中心極限定理」から導かれるものであり、世論調査が統計学に基づく標本調査であることを雄弁に物語っている。標本誤差を求める式については有限母集団補正項まで省略されることなく書かれている。</p> <p>「法令等の定めはないことから、こういった確認を実施しておらず、調査から得られたデータを母比率の推計値として扱うことも行っていない」としているが、外部での講演で「市民全体の意向把握の客観性が高い」と説明し、さらに世論調査結果報告書に「母集団値を測定できます」という記載を行ながるこのような主張を行うのは厚顔無恥というようほかない。</p> <p>代表性の確認や、母集団について有意であるかの確認（統計的検定）は、調査結果の信頼性を確保するために行なうものである。これらの確認を行わなければ、標本の示す傾向がどれくらいの信頼性をもって母集団に妥当するかの判断ができない。つまり結果の信頼性が不明であるという事態に陥る。「統計法に定められた統計調査ではない」から行わなくともよいというものではない。</p> <p>5 本件審査請求について</p> <p>(7) 弁明書は「市民の声における『取得したデータ』とは（中略）一般的な考えを述べたものであり、」としている。この主張がなぜ文書の不存在を説明するものになるのか理解不能である。</p> <p>(8) 「基本的に得たデータについては、数値をそのまま記載しているため（中略）実際に存在しない。」とする点についても、各事業の目的は1に記載した通りであり、この目的が達成されるのだと判断したからこそ「そのまま記載」したのだというに過ぎず、「そのまま記載」していることが根拠や文書の不存在を証する者になるはずがない。</p> <p>(9) 「本市において『調査からわかった内容』において調査結果を母比率の推計値として扱っておらず、（中略）『何らかの根拠』も存在しない。」について、審査請求書に記載した調査結果の活用状況のページは、現在はすでに改ざんされてしまい、極めて抽象的な表現になってしまっているが、請求時点ではこのページも「調査からわかったこと」には、「大阪港の公害防止対策事業についても『・・・』」などと、取得したデータを母比率（の推計値）として用いていた。その点について、審査請求人が各調査について母数段の推計ができるものになつてないと指摘し、市政改革室はこれを認めざるを得なくなつたからこそ、現在のようになつていて。</p> <p>別の事例として、「市政改革プラン2.0」の進捗状況（平成29年度末時点）の19ページにおいて、「会計別財務諸表の公表資料が分かりやすいと回答する市民の割合」が目標であると定められている。これは「市民の割合」ですから、母比率そのものである。そして平成29年度の目標30%に対して実績が61.1%であり、目標達成と評価されている。この実績値は市政モニターで求めたものだが、目標と比較可能なものであるとしている点で、市政モニターでの観測値を母比率（の推計値）として取り扱っているわけだ。弁明書の主張は失当である。母比率（の推計値）として取り扱っていないのであれば、上記の比較をすることはできない。身長を表す165という値と体重を表す62という値の比較に意味がないのと同じである。</p> <p>そして、市政モニターの観測値をそのまま用いれば、このような比較が可能であると判断したからこそこのようなことを行なっているのであり、根拠が存在しないという主張は失当である。さらに、「調査結果をそのまま用いている」ことが「母比率として扱っていない」ことを意味しているとの主張はあまりにも不見識である。</p> <p>6 まとめ</p> <p>各事業の目的は1.に記載した通りである。そして市民ニーズは母集団（大阪市民全体あるいは施策・事業の対象となるもの）の属性であり、施策・事業の効果測定は、母集団の属性がどのように変化したのかを測定することにほかならない。つまり、市政改革室が説明する各事業の目的である「市民ニーズの把握」、「施策・事業の効果測定」は母集団の属性を測定することで初めて達成できるものである。</p> <p>弁明書は「各事業により得られた結果を母集団の推計には用いていない（母比率の推計値としては取り扱っていない）」「各事業は統計調査ではない」と主張するが、いずれも失当である。そして、このように主張することは請求にかかる文書が存在しない根拠になりえるはずもない。1.に記載のとおり、市政改革室は各事業の目的が達成できるように制度設計を行なったはずで、そこには何らかの根拠があつたはずである。仮に弁明書の主張する「統計調査ではない」などという点を入れるとしても、このことは根拠の不存在を意味するものにはならない。</p> <p>これまで述べた通り、市政改革室は世論調査結果報告書から記述を削除したり、Webページで「調査結果は『市民全体の状況』を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」との記載を余儀なくされたりしている。「アンケートの回答者の回答状況にとどまる」にすぎない調査結果が、どのように「市民ニーズの把握」や「施策・事業の効果測定」に使えるというのか。</p> <p>これはひとえに統計学や標本調査に関する無知無能が招いた結果であり、これら各事業による測定結果は全く妥当性を欠くものになっており、このような代物を「市民ニーズの把握ができる」「施策・事業の効果測定ができる」などと各部署に提供してきた市政改革室の責任は重大である。これを明らかにするためにも各事業の制度設計がどのようになされているのかの確認が必要である。</p> <p>1 事業の概要</p> <p>処分部では、市民のニーズを把握し、今後の基礎資料とするため、市の施策について各所属からの希望に基づき、市政モニターアンケート、民間ネット調査、世論調査を実施してきた。市政モニターアンケートとは、18歳以上の大阪市民を公募によりモニターに選定し、市政に関するアンケートに答えていただくものである。民間ネット調査とは、民間調査会社に登録するインターネットモニターに対し、アンケートを行なうもので、調査内容によって、特定の条件（20歳のみ・女性のみなど）に合致する調査対象へ調査を行うことができる。市政モニターアンケートと民間ネット調査は随時実施した。世論調査とは、大阪市に居住している18歳以上の市民2500人を無作為に抽出し、調査票を送付することにより調査を行うものであり、年に1～2回実施した。</p> <p>各調査によって取得したデータは、母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行なう際に活用している。</p> <p>これら各調査結果について、審査請求人は、「観測値から母比率の推計を行なつたりしているのだから、調査結果から母集団の推計ができる」と主張する。</p> <p>しかしながら、処分部においては、各調査から得られたデータを母比率の推計値として扱っていない。そもそも、市政モニターや民間ネット調査は、無作為抽出により行なうものではなく、あらかじめ、本市や民間調査会社に登録されたモニターに対して行なうアンケートであり、統計学上での代表性の確認や有意性の確認を行なうことを予定していない。このことは、本市ホームページの市政モニターと民間ネット調査のページに「本アンケートは無作為抽出によるものではないため、調査結果は『市民全体の状況』を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」「本アンケートの回答者は民間調査会社に登録するインターネットモニターであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように『市民全体の縮図』ではありません。そのため、調査結果は、『市民全体の状況』を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」と記載していることからも明らかである。また、無作為抽出により実施している世論調査についても、処分部が行なう世論調査は、統計法に基づく統計調査ではなく、「標本の代表性や、観測された偏りなどが母集団について有意であるかを確認」しなければならないとする法令等の定めはないとする確認を実施しておらず、また、調査から得られたデータを母比率の推計値として扱うことも行なっていない。</p> <p>2 本件決定の理由</p> <p>本件請求1に記載の市民の声の回答における「取得したデータ」とは、特定のデータを指しているのではなく、アンケート調査等により取得したデータ一般を意味し、従つて、市民の声の回答では、「アンケート調査などにより取得したデータについては、このような考え方で活用している」という、あくまでも一般的な考え方を述べたものであり、基本的には取得したデータについては、数値をそのまま記載しているため、「具体的にどのように活用しているのかが示されている文書及び、調査結果がこのように使用できる根拠が示されている文書」を作成又は取得しておらず、実際に存在しない。</p> <p>また、審査請求人の主張する「調査結果から分かった内容」の記載では、調査結果が母比率などの推計値として扱われていますが、「そこには何らかの根拠が存在し」について、本市においては、「調査結果から分かった内容」において調査結果を母比率の推計値として扱つておらず、また「調査結果から分かった内容」については、調査結果から得られた数値をそのまま記載したものであるため、「何らかの根拠」も存在しない。</p> </p>	(く) 審査請求人の主張

項番	(あ) 諮詢	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 存在しない理由	(き) 審査請求日	(く) 審査請求人の主張								
								(け) 実施機関の主張								
2	平成31年 2月15日 付け大財 第63号ほ か16件 (別表2 の項番2 (あ) 欄のとお り)	平成30年11月 23日	【件請求2】 平成30年11月7日付で行った公開請求について、いくつかの部署から『調査から分かった内容』の記載に際しては、母集団に適用可能かどうかの判断はおこなっていないことから、『このような判断が可能である根拠が示された文書』及び『正しく判断できているのかどうかが示されている文書』については作成または取得しておらず、実際に存在しないためとの理由で不存在による非公開の決定通知書が届きました。残りの部署も同様なのでしょうが、この理由は全くの的外れです。 元の請求内容に『調査結果の解釈や事業実施の可否判断は各部署で行っているのですよね。調査結果をどのように解釈し、どのように判断に結び付けているのかを確認したい』と記載したはずです。 調査結果をもとに、何らかの根拠をもって『調査から分かった内容』に記載された内容が調査から分かったと判断し、何らかの根拠をもってこの記載内容が正しいものであると判断し、『調査結果を踏まえて改善・検討した事柄』の行動を起こしたのですよね。 また、同様に何らかの根拠をもって調査結果が正しいと判断し事業実施の可否判断や運営方針の設定を行っているのですね。 これらの根拠・判断は、『母集団に適用可能かどうかの判断を行っていない』ことは無関係になされたはずです。現にその結果が『アンケートの活用状況』のページに掲載されているではありませんか。 これらの根拠・判断が記載された文書を公開してください。	市政改革室 ほか16部署 (別表2の 項番2の (い) 欄の とおり)	平成30年12 月6日付け 大財第46号 による不存 在による非 公開決定ほ か16件 (別 表2の項番 2の (う) 欄のとお り)	当局において、 「『調査からわかった 内容』に記載の数値が どのように調査結果か ら導かれたのかが示さ れた文書」について は、既に公開している もの以外には当該公文 書を作成又は取得して おらず、実際に存在し ないため。 また、「なぜ母比率 の推計値となりうるの か及び、この数値が正 しい（信頼できる）と 判断した根拠が示され た文書」については、 母比率の推計値として 扱っていないことか ら、当該公文書を作成 又は取得しておらず、 実際に存在しないた め。	平成30年12 月11日又は 同月12日 (別表2の 項番2の (え) 欄の とおり)	【審査請求書】 (1) 実施機関が「既に公開しているもの」として示した市政モニターの報告書には、調査の目的として、「市民の方々のご意見をお聞きすべく市政モニター調査を実施いたしました。」などと母集団（大阪市民など）の調査が目的である旨が記載され、また、市政改革室のFacebookページにも「リサーチによって今の市民ニーズを把握し、それに合った施策・事業を展開していくことが求められています。」と、母集団（大阪市民など）の調査が目的である旨が示されている。 母集団（大阪市民など）の調査が目的であることは、調査結果をもとに「調査結果を踏まえて改善・検討した事柄」として「大阪港の公害防止対策事業の実施は、（中略）を図るため必要であると判断した。」と事業実施の可否判断などに使用されていることからも明らかである。 (2) これを前提に、たとえば「平成28年度市政モニター調査報告書『大阪港の公害防止対策事業』について」を見ると、その6ページには「質問4 あなたは大阪港の公害防止対策事業を知っていましたか？該当するものを1つお選びください。」との設問に対し、「言葉も内容も知っていた」が2.5%などと記載されているが、これは母比率（母集団における調査対象事項の割合）の推計値を求めているにほかならない。 (3) さらに、「この数値が正しい（信頼できる）と判断した根拠が示された文書」については、上記(2)の2.5%にどの程度の信頼性があるのかという意味である。統計学をもとにした標本調査の場合、適合度検定を行い、集まつた標本が母集団を代表するものになっているかどうかを確認し、調査結果の信頼性を確保した上で、有意水準（観測者が求める調査結果の信頼性）を設定し観測値の信頼性区间を求めたりすることが一般的だが、最初の公開請求の処分理由に「母集団に適用可能かどうかの判断はおこなっていない」と記載されていることから、標本の代表性について確認していないことがわかる。統計学の常識では、代表性のない（わからない）標本からは信頼性のあるデータは得られないものであるにもかかわらず、事業実施の可否判断に使用しているところを見ると、何らかの根拠をもとに信頼できるデータとして扱っているものと考えられる。 以上のとおり、「母比率の推計値として扱っていない」との処分理由は失当である。 (4) なお、市政改革室は世論調査、市政モニター、民間ネット調査について「マーケティングリサーチであって統計調査ではない」としているようだが、行っていることは統計学に基づく標本調査そのものである。統計調査ではないというのであれば、ある事項が調査から分かったと判断し、それが正しいと判断できる理論的根拠を示さなければならない。その根拠はマーケティングリサーチの制度設計を行う意思決定文書などに示されているはずである。	【意見書】 本別表項番1の（く）欄の【意見書】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 実施機関は審査請求人の行った公開請求について、請求書に記載された文書に都合の良いところだけをつまみ食いし、「母集団の復元、推計を行っていないから不存在である。」「母比率の推計を行っていないので不存在である。」「母集団に適用可能か同課の判断は行っていないことから不存在である」としている。これは対象文書を不存在であるとするために請求の趣旨を意図的に矮小化し曲解したものである。 情報公開条例の解釈及び運用は過去の情報公開審査会の答申にあるように、「条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。」にも関わらず、不存在するために公開請求の内容を曲解することは、違法である。 説明責任の観点からは、「市政モニターや世論調査はこういうことを目的として、この目的を達成するためにこのような制度設計になっている。具体的な調査結果の解釈についてはこのようになっており、これに基づきこのように活用している」などと市民にとってわかりやすい具体的な説明があつてしかるべきであるところ、制度設計の根拠や詳細、観測値の解釈の根拠など一切明らかにされておらず、この間長期間にわたり説明を求めてきた審査請求人は満足な説明が一切受けられておらず、極めて遺憾である。 この間の実施機関の市民の声に対する回答や公開請求の処分理由、さらには今回の弁明書の内容から、総合的に判断すると、実施機関ではマスコミが行っている街頭アンケート調査と厳格な標本調査の区別がついておらず、結果の適用範囲を誤り、単なるアンケート調査の結果に過ぎないものの厳格な標本調査の結果であるかのように取り扱い、その点を突かれて回答不能に陥っているとしか思えない。 「行政の無謬性」などと言われたのはすでに過去の話である。行っていることの説りが判明したのであれば、それを率直に認め、早急に修正することが市民の利益につながることである。 市民の声ではまるで説明にならない回答を繰り返し、拳句「既に回答した」と説明責任から逃げる。公開請求では請求内容を不当に解釈し、存在であると述べ、市民の市政参加を妨害するといったことでは、「本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることなどできようはずがない。	【意見】 本別表項番1の（く）欄の【意見】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 実施機関は審査請求人の行った公開請求について、請求書に記載された文書に都合の良いところだけをつまみ食いし、「母集団の復元、推計を行っていないから不存在である。」「母比率の推計を行っていないので不存在である。」「母集団に適用可能か同課の判断は行っていないことから不存在である」としている。これは対象文書を不存在であるとするために請求の趣旨を意図的に矮小化し曲解したものである。 情報公開条例の解釈及び運用は過去の情報公開審査会の答申にあるように、「条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。」にも関わらず、不存在するために公開請求の内容を曲解することは、違法である。 説明責任の観点からは、「市政モニターや世論調査はこういうことを目的として、この目的を達成するためにこのような制度設計になっている。具体的な調査結果の解釈についてはこのようになっており、これに基づきこのように活用している」などと市民にとってわかりやすい具体的な説明があつてしかるべきであるところ、制度設計の根拠や詳細、観測値の解釈の根拠など一切明らかにされておらず、この間長期間にわたり説明を求めてきた審査請求人は満足な説明が一切受けられておらず、極めて遺憾である。 この間の実施機関の市民の声に対する回答や公開請求の処分理由、さらには今回の弁明書の内容から、総合的に判断すると、実施機関ではマスコミが行っている街頭アンケート調査と厳格な標本調査の区別がついておらず、結果の適用範囲を誤り、単なるアンケート調査の結果に過ぎないものの厳格な標本調査の結果であるかのように取り扱い、その点を突かれて回答不能に陥っているとしか思えない。 「行政の無謬性」などと言われたのはすでに過去の話である。行っていることの説りが判明したのであれば、それを率直に認め、早急に修正することが市民の利益につながることである。 市民の声ではまるで説明にならない回答を繰り返し、拳句「既に回答した」と説明責任から逃げる。公開請求では請求内容を不当に解釈し、存在であると述べ、市民の市政参加を妨害するといったことでは、「本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることなどできようはずがない」。	【意見】 本別表項番1の（く）欄の【意見】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 実施機関は審査請求人の行った公開請求について、請求書に記載された文書に都合の良いところだけをつまみ食いし、「母集団の復元、推計を行っていないから不存在である。」「母比率の推計を行っていないので不存在である。」「母集団に適用可能か同課の判断は行っていないことから不存在である」としている。これは対象文書を不存在であるとするために請求の趣旨を意図的に矮小化し曲解したものである。 情報公開条例の解釈及び運用は過去の情報公開審査会の答申にあるように、「条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。」にも関わらず、不存在するために公開請求の内容を曲解することは、違法である。 説明責任の観点からは、「市政モニターや世論調査はこういうことを目的として、この目的を達成するためにこのような制度設計になっている。具体的な調査結果の解釈についてはこのようになっており、これに基づきこのように活用している」などと市民にとってわかりやすい具体的な説明があつてしかるべきであるところ、制度設計の根拠や詳細、観測値の解釈の根拠など一切明らかにされておらず、この間長期間にわたり説明を求めてきた審査請求人は満足な説明が一切受けられておらず、極めて遺憾である。 この間の実施機関の市民の声に対する回答や公開請求の処分理由、さらには今回の弁明書の内容から、総合的に判断すると、実施機関ではマスコミが行っている街頭アンケート調査と厳格な標本調査の区別がついておらず、結果の適用範囲を誤り、単なるアンケート調査の結果に過ぎないものの厳格な標本調査の結果であるかのように取り扱い、その点を突かれて回答不能に陥っているとしか思えない。 「行政の無謬性」などと言われたのはすでに過去の話である。行っていることの説りが判明したのであれば、それを率直に認め、早急に修正することが市民の利益につながることである。 市民の声ではまるで説明にならない回答を繰り返し、拳句「既に回答した」と説明責任から逃げる。公開請求では請求内容を不当に解釈し、存在であると述べ、市民の市政参加を妨害するといったことでは、「本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることなどできようはずがない」。	【意見】 本別表項番1の（く）欄の【意見】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 実施機関は審査請求人の行った公開請求について、請求書に記載された文書に都合の良いところだけをつまみ食いし、「母集団の復元、推計を行っていないから不存在である。」「母比率の推計を行っていないので不存在である。」「母集団に適用可能か同課の判断は行っていないことから不存在である」としている。これは対象文書を不存在であるとするために請求の趣旨を意図的に矮小化し曲解したものである。 情報公開条例の解釈及び運用は過去の情報公開審査会の答申にあるように、「条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。」にも関わらず、不存在するために公開請求の内容を曲解することは、違法である。 説明責任の観点からは、「市政モニターや世論調査はこういうことを目的として、この目的を達成するためにこのような制度設計になっている。具体的な調査結果の解釈についてはこのようになっており、これに基づきこのように活用している」などと市民にとってわかりやすい具体的な説明があつてしかるべきであるところ、制度設計の根拠や詳細、観測値の解釈の根拠など一切明らかにされておらず、この間長期間にわたり説明を求めてきた審査請求人は満足な説明が一切受けられておらず、極めて遺憾である。 この間の実施機関の市民の声に対する回答や公開請求の処分理由、さらには今回の弁明書の内容から、総合的に判断すると、実施機関ではマスコミが行っている街頭アンケート調査と厳格な標本調査の区別がついておらず、結果の適用範囲を誤り、単なるアンケート調査の結果に過ぎないものの厳格な標本調査の結果であるかのように取り扱い、その点を突かれて回答不能に陥っているとしか思えない。 「行政の無謬性」などと言われたのはすでに過去の話である。行っていることの説りが判明したのであれば、それを率直に認め、早急に修正することが市民の利益につながることである。 市民の声ではまるで説明にならない回答を繰り返し、拳句「既に回答した」と説明責任から逃げる。公開請求では請求内容を不当に解釈し、存在であると述べ、市民の市政参加を妨害するといったことでは、「本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることなどできようはずがない」。	【意見】 本別表項番1の（く）欄の【意見】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 実施機関は審査請求人の行った公開請求について、請求書に記載された文書に都合の良いところだけをつまみ食いし、「母集団の復元、推計を行っていないから不存在である。」「母比率の推計を行っていないので不存在である。」「母集団に適用可能か同課の判断は行っていないことから不存在である」としている。これは対象文書を不存在であるとするために請求の趣旨を意図的に矮小化し曲解したものである。 情報公開条例の解釈及び運用は過去の情報公開審査会の答申にあるように、「条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。」にも関わらず、不存在するために公開請求の内容を曲解することは、違法である。 説明責任の観点からは、「市政モニターや世論調査はこういうことを目的として、この目的を達成するためにこのような制度設計になっている。具体的な調査結果の解釈についてはこのようになっており、これに基づきこのように活用している」などと市民にとってわかりやすい具体的な説明があつてしかるべきであるところ、制度設計の根拠や詳細、観測値の解釈の根拠など一切明らかにされておらず、この間長期間にわたり説明を求めてきた審査請求人は満足な説明が一切受けられておらず、極めて遺憾である。 この間の実施機関の市民の声に対する回答や公開請求の処分理由、さらには今回の弁明書の内容から、総合的に判断すると、実施機関ではマスコミが行っている街頭アンケート調査と厳格な標本調査の区別がついておらず、結果の適用範囲を誤り、単なるアンケート調査の結果に過ぎないものの厳格な標本調査の結果であるかのように取り扱い、その点を突かれて回答不能に陥っているとしか思えない。 「行政の無謬性」などと言われたのはすでに過去の話である。行っていることの説りが判明したのであれば、それを率直に認め、早急に修正することが市民の利益につながることである。 市民の声ではまるで説明にならない回答を繰り返し、拳句「既に回答した」と説明責任から逃げる。公開請求では請求内容を不当に解釈し、存在であると述べ、市民の市政参加を妨害するといったことでは、「本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることなどできようはずがない」。	【意見】 本別表項番1の（く）欄の【意見】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 実施機関は審査請求人の行った公開請求について、請求書に記載された文書に都合の良いところだけをつまみ食いし、「母集団の復元、推計を行っていないから不存在である。」「母比率の推計を行っていないので不存在である。」「母集団に適用可能か同課の判断は行っていないことから不存在である」としている。これは対象文書を不存在であるとするために請求の趣旨を意図的に矮小化し曲解したものである。 情報公開条例の解釈及び運用は過去の情報公開審査会の答申にあるように、「条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。」にも関わらず、不存在するために公開請求の内容を曲解することは、違法である。 説明責任の観点からは、「市政モニターや世論調査はこういうことを目的として、この目的を達成するためにこのような制度設計になっている。具体的な調査結果の解釈についてはこのようになっており、これに基づきこのように活用している」などと市民にとってわかりやすい具体的な説明があつてしかるべきであるところ、制度設計の根拠や詳細、観測値の解釈の根拠など一切明らかにされておらず、この間長期間にわたり説明を求めてきた審査請求人は満足な説明が一切受けられておらず、極めて遺憾である。 この間の実施機関の市民の声に対する回答や公開請求の処分理由、さらには今回の弁明書の内容から、総合的に判断すると、実施機関ではマスコミが行っている街頭アンケート調査と厳格な標本調査の区別がついておらず、結果の適用範囲を誤り、単なるアンケート調査の結果に過ぎないものの厳格な標本調査の結果であるかのように取り扱い、その点を突かれて回答不能に陥っているとしか思えない。 「行政の無謬性」などと言われたのはすでに過去の話である。行っていることの説りが判明したのであれば、それを率直に認め、早急に修正することが市民の利益につながることである。 市民の声ではまるで説明にならない回答を繰り返し、拳句「既に回答した」と説明責任から逃げる。公開請求では請求内容を不当に解釈し、存在であると述べ、市民の市政参加を妨害するといったことでは、「本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることなどできようはずがない」。	【意見】 本別表項番1の（く）欄の【意見】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 実施機関は審査請求人の行った公開請求について、請求書に記載された文書に都合の良いところだけをつまみ食いし、「母集団の復元、推計を行っていないから不存在である。」「母比率の推計を行っていないので不存在である。」「母集団に適用可能か同課の判断は行っていないことから不存在である」としている。これは対象文書を不存在であるとするために請求の趣旨を意図的に矮小化し曲解したものである。 情報公開条例の解釈及び運用は過去の情報公開審査会の答申にあるように、「条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。」にも関わらず、不存在るために公開請求の内容を曲解することは、違法である。 説明責任の観点からは、「市政モニターや世論調査はこういうことを目的として、この目的を達成するためにこのような制度設計になっている。具体的な調査結果の解釈についてはこのようになっており、これに基づきこのように活用している」などと市民にとってわかりやすい具体的な説明があつてしかるべきであるところ、制度設計の根拠や詳細、観測値の解釈の根拠など一切明らかにされておらず、この間長期間にわたり説明を求めてきた審査請求人は満足な説明が一切受けられておらず、極めて遺憾である。 この間の実施機関の市民の声に対する回答や公開請求の処分理由、さらには今回の弁明書の内容から、総合的に判断すると、実施機関ではマスコミが行っている街頭アンケート調査と厳格な標本調査の区別がついておらず、結果の適用範囲を誤り、単なるアンケート調査の結果に過ぎないものの厳格な標本調査の結果であるかのように取り扱い、その点を突かれて回答不能に陥っているとしか思えない。 「行政の無謬性」などと言われたのはすでに過去の話である。行っていることの説りが判明したのであれば、それを率直に認め、早急に修正することが市民の利益につながることである。 市民の声ではまるで説明にならない回答を繰り返し、拳句「既に回答した」と説明責任から逃げる。公開請求では請求内容を不当に解釈し、存在であると述べ、市民の市政参加を妨害するといったことでは、「本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることなどできようはずがない」。	【意見】 本別表項番1の（く）欄の【意見】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 実施機関は審査請求人の行った公開請求について、請求書に記載された文書に都合の良いところだけをつまみ食いし、「母集団の復元、推計を行っていないから不存在である。」「母比率の推計を行っていないので不存在である。」「母集団に適用可能か同課の判断は行っていないことから不存在である」としている。これは対象文書を不存在であるとするために請求の趣旨を意図的に矮小化し曲解したものである。 情報公開条例の解釈及び運用は過去の情報公開審査会の答申にあるように、「条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。」にも関わらず、不存在のために公開請求の内容を曲解することは、違法である。<br

項番	(あ) 諮詢	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 存在しない理由	(き) 審査請求日	(く) 審査請求人の主張
								(け) 実施機関の主張
3	平成31年 2月15日 付け大北 政第71号 ほか23件 (別表2 の項番3 の(あ) 欄のとお り)	平成30年12月 3日	【本件請求3】 区民モニターの各調査について、全区役所から「調査した結果、取得したデータにつきましては、母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報と合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用しています。」などとの説明がありましたが、標本が母集団の代表になっていない場合、標本の集計結果は何を意味するものなのかが不明にならざるを得ないにもかかわらず、「施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用」できるというのはいかなる根拠によるもののかが示されている文書を公開してください。	24区役所 (別表2の 項番3の (い) 欄の とおり)	平成30年12月17日付け 大北政第60号による不 存在による 非公開決定 ほか23件 (別表2の 項番3の (う) 欄の とおり)	当区における説明に ついては、施策・事業を 進める上での見解を 示したものであるか ら、当該説明の根拠と なる公文書を作成又は 取得しておらず、實際に 存在しないため。	平成30年12月22日	<p>【審査請求書】 元の説明では、「施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用しています。」と過去および現在において、区民モニターの結果が施策・事業を遂行する上で活用できると判断したものである以上、これらの判断の根拠はあったはずで、文書についても当然残されているはずである。西成区などでも運営方針の作成に区民モニターのデータを使用しているとのホームページの記載もあり、文書はあるはずだ。もし本当に文書がないのであれば、「説明責任を果たすための公文書作成指針」違反である。処分理由は、文書の存在を故意に「市民の声」の回答に矮小化し、上記記載の事実を故意に無視しており、説明責任や公文書の公開義務を無視した不当なものである。</p> <p>【意見書】 1 区民アンケートの目的について 城東区役所、福島区役所のいづれについても、運営方針を立案するための現状認識や、運営方針に定められた目標の達成状況を測定するために区民アンケートを実施しており、区民アンケートの目的については、母集団たる区民の状況(母集団の属性)を測定すること、つまりは母集団の復元、推計であると認められ、これはすべての区役所で同様である。 さらに、各区役所の弁明書では区民アンケートの目的として「区民のニーズを把握し、今後の基礎資料とするため区民(モニター)アンケートを実施してきた」と記載されている。区民ニーズとはすなわち母集団たる区民全体あるいは施策・事業の対象となるものの属性であり、「区民ニーズの把握」とはこの属性を測定することであり、結局のところ調査の目的は母比率など母集団の属性を測定することである。</p> <p>2 区民アンケートの調査結果により目的が達成されるとする根拠について 各区役所は、1記載の目的が達成できるものとして区民アンケートの制度設計を行ったはずだ。審査請求人の請求の本旨はまさにこの点にあるのであり、各事業により1記載の目的が達成できるとする根拠を明確に示すことを求めるものである。 ちなみに、福島区役所の報告書には「属性クロス集計分析の注意点」として「属性クロス集計分析におけるサンプル誤差は、50サンプルで最大13.9%、30サンプルで最大17.9%発生する。この誤差を考慮して、30サンプル未満の属性の回答比率の数値は参考地として扱う。」と中心極限定理に基づいて求めたと思われる標本誤差の値が示されており、統計学に基づく制度設計があつたことをうかがわせます。しかしながら、標本誤差については標本(アンケート回答者)が正しく母集団を代表していく初めて成り立つもので、「母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識したうえで」との弁明書の主張とは両立しないものであり、両者は矛盾している。余談ですが標本サイズが30を下回る場合、標本誤差が大きくなるから採用できないのではなく、観測地の分布が正規分布に従わなくなることにより、中心極限定理が適用できず、標本誤差の大きさを評価することができなくなるからなのであるが、この点については理解していないようだ。</p> <p>3 弁明書の論点に対する反論 (1) 「各調査から得られたデータを母比率の推計値として扱っていない」との主張について 上記1で挙げた城東区役所や福島区役所の例のように、各区役所では区民アンケートの結果を「〇〇の状態にある区民の割合」としている。これはまさに母比率そのものであり、区民アンケートの結果を母比率(の推定値)としているわけで、弁明書の主張と実際に行っていることが矛盾している。 (2) 「区民(モニター)アンケートは統計法に基づく統計調査ではなく・・・」との主張について 令和2年4月5日付意見書の中でも述べたが、標本の代表制の確認や統計的検定は標本の示す傾向がどの程度の信頼性をもって母集団に妥当するのかを判断するために必要なものである。これを行わなければ結果の信頼性が不明であるという事態に陥る。 2 触れた福島区役所の報告書に記載されている標本誤差について、標本が母集団を代表していく初めて成り立つものであるというはまさにこの点であり、代表制の確認ができなければ、観測地にどの程度の確率でどの程度の誤差があるのかを評価することができない。「30サンプルで最大17.9%発生する。この誤差を考慮して、30サンプル未満の属性の回答比率の数値は参考地として扱う。」とのことだが、誤差の確率や大きさの評価ができない場合はどうするのか。 (3) 「区民アンケートでの観測値が母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識した上で」との点について 標本が母集団を代表していないということであれば、調査結果の信頼性はマスコミの街頭インタビューと大差ない。街頭インタビューでレポーターが「〇〇と答える人が多くありました」とレポートしても、「そうなんですね」との印象を持つ以上のことではない。またマスコミも「〇〇と答える市民の割合は〇%でした」とはげつて言わない。そのようなことが言えないことはよくわかっているからである。 この主張は単なるアンケート調査と標本調査を混同したものであると思われるが、1で述べた通り区民アンケートの結果を母比率であるとして用いているわけで、これは単なるアンケートではなく標本調査としてきちんと設計のものに厳格な調査が行われなければならないことである。よって、1で示した調査結果の用い方ができると判断した根拠があるはずである。 (4) 「必要に応じて様々な関連情報と合わせて」との点について 施策・事業を進めるうえで検討すべきデータは必ずしも区民アンケートの結果だけではないのであろうことから、これは一般論を述べているにすぎません。1で述べた「〇〇である区民の割合」については、区民アンケートの観測結果をそのまま用いており、「関連情報と合わせて」ということは行っていない。 (5) 「施策・事業を進めるうえでの総合的な判断を行う際に活用すること」としての見解を示すものであると判断しておらず、実際には存在しない。」との点について 施策・事業を進めるうえで検討すべきデータは必ずしも区民アンケートの結果だけではないのであろうことから、これは一般論を述べているにすぎません。1で述べた「〇〇である区民の割合」については、区民アンケートの観測結果をそのまま用いており、「関連情報と合わせて」ということは行っていない。 (6) 「各調査において「母集団の復元、推計」を目的としておらず...」について 「母集団の復元、推計」については、1で触れた区民アンケートの調査結果をもとに「〇〇である区民の割合」を推定するということを指しているのであり、各区役所ではまさに「母集団の復元、推計」を行っている。</p> <p>【意見陳述】 弁明書に記載されていることは虚偽で、処分理由は請求対象文書が不存在である理由になっていない。 世論調査をはじめとする各事業について、制度設計の基となったものが統計学であることは区長会での説明、市民の声の回答、各報告書の記載内容や調査結果の使用実態からも明らかである。制度設計の際には統計学を踏まえてなされていたものが、担当者の交代などの際に学問的根拠が引き継がれず、その形式的な方法だけを唯々諾々と引き継がれた結果であると推察される。各調査の報告書には、回答者の属性が記載されているが、低回収率を起因として標本は母集団の代表性を失つてしまっている。これにより中心極限定理を適用することができなくなってしまっている。各非公開決定については、不適切な事務執行が露呈し、学問的誤謬を指摘されることを恐れて、処分理由を作成的に行われたものであるとしか考えられない。なお、当初の制度設計における資料も請求対象文書に含まれる。</p> <p>1 事案の概要 処分庁では、気軽に意見を収集することのできるアンケートの実施を通じて、幅広い声を把握し、区の施策や事業、取組みに反映することを目的に区民アンケートを実施してきた。区民アンケートとは、区役所によって制度は異なるが、例えば住民基本台帳データから無作為抽出した1,500人程度の20歳以上の区民を対象に、区政に関するアンケートに答えていただくものである。 また、一部の区役所においては、区民モニター(公募及び無作為抽出の区民)に対するアンケートを実施している。区民モニターとは、区内に居住している例えは18歳以上の区民から公募及び無作為に抽出した方を対象に、調査票を送付するなどの方法で行われる。 調査によって取得したデータは、母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用している。 これら各調査結果について、審査請求人は、「観測値から母比率の推計を行ったり母集団の推計ができるという何らかの根拠があるはずだ」と主張する。 しかしながら、処分庁が行う各アンケートは、統計法に基づく統計調査ではなく、「標本の代表性や、観測された偏りなどが母集団について有意であるかを確認」しなければならないとする法令等の定めはないことから、こういった確認を実施しておらず、また、調査から得られたデータを母比率の推計値として扱うことも行っていない。</p> <p>2 決定の理由 審査請求人は、「区民アンケート調査の標本が母集団の代表になっていない場合、標本の集計結果は何を意味するものなのかが不明にならざるを得ないにもかかわらず、『施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用』できるというのはいかなる根拠によるものなのか」と主張するが、処分庁は区民アンケート調査等での観測値が母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用することとしているため、施策・事業を進める上で用いるデータが必ずしも母比率の推計値であるということではなく、従つて、「施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用できる根拠がわかる公文書」は、作成又は取得しておらず、実際に存在しない。</p>

項番	(あ) 諮詢	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 存在しない理由	(き) 審査請求日	(く) 審査請求人の主張
								(け) 実施機関の主張
4	平成31年 2月22日 付け大浪 総第107号	平成30年12月 29日	【件請求4】 平成30年12月1日付の公開請求について、浪速区役所(大浪総第94号)で公開を受けましたが、請求内容からほど遠いものでした。 改めて次の通り請求しますので、今度こそ請求内容通りの公開を行ってください。 (1)公開された文書の内容から、各区2000人を抽出してのアンケートと分かりましたが・なぜ人口比例ではなく一律2000人なのか・集まった回答が正しく母集団を代表しているかの確認はどうのように行っているのか (2)「統計学上1区あたり400弱のサンプル数」との記載から、信頼度95%で許容誤差を±5%に設定しているものと推測されるが、これは正しいのか (3)北区は41.5%で目標達成、中央区は36.5%で目標未達などと記載されているが、上記の許容誤差の推測が正しいと仮定するとこれらの判断はできないはずであるのに、目標達成などと判断した根拠は何か。 上記が確認できる文書「「市政改革プラン2.0(区政編)」の成果指標の測定等について」以外の文書を公開してください。	浪速区役所	平成31年1月22日付け 大浪総第99号による不 存在による非公開決定	平成31年1月24日	【審査請求書】 「人口比例ではなく一律2000人」及び「統計学上1区あたり400弱のサンプル数」については、公開された文書「市政改革プラン2.0(区政編)」の成果指標の測定についての「部会(区長会の部会と推査される)で審議(決議)いただく事項」の部分に事務局からの提案として記載されており、提案事項を作成する際の意思決定文書に根拠が記載されているはずである。 「集まった回答が正しく母集団を代表しているかの確認はどうのように行っているのか」及び(3)の文書については、サンプル数を決定する根拠を統計学に求めているにも関わらず、観測値を評価する際には「アンケート調査の結果数値が目標値に達したかどうかのみで判断している」と統計学によらず判断しており、このように判断できるとする根拠があるはずであり、これもこのような判断方法を採用するとの意思決定文書に根拠が記載されているはずだ。	【意見書】 1 「区民アンケート」の目的について 区民アンケートについて、市政改革プラン2.0に定められた成果指標を測定し、目標が達成されたものであるかどうかを判断することが区民アンケートの目的であると認められる。 そして、この区民アンケートの結果は、「市政改革プラン2.0の進捗状況(平成30年8月時点)において、「身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民の割合」の北区の実績値が34.9%として使用されており、目標が達成されたなどと判断されている。 つまり、北区で行われた区民アンケートにより、北区民全体(もちろん施策の対象とはならない乳幼児等を除いた)のうち、34.9%が「身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じて」おり、目標値である30.0%を上回ったと判断されている。 2 弁明書への反論 区民アンケートは明確に標本調査として実施されており、また、調査結果は上述のようにまさに母比率として取り扱われており、この記載は虚偽であるとも評価できるものである。 弁明書の「審査請求人は、区民アンケート調査が母集団を代表するものとして扱われているとの思い込みで本件請求」を行っており、「処分庁が行う区民アンケート調査は(略)調査結果を母比率の推定値として扱っていない」との記載について。資料には「調査結果の正確性(標本誤差)から、統計学上、1区あたり400弱のサンプル数(アンケート回答者数)が求められる。」とある。また、この一文の意味するところを質問した際の浪速区役所からの回答では「『一般的な調査に必要と考えられるサンプル数(400弱)を取得する』ことは、一般的に国などが行っている標本調査では、信頼水準95%として調査の設計をされており、その場合のサンプル数が400弱必要であることを参考とし、そのサンプル数を得ようとするため区2,000人」に対して「調査を行うこととしたものです。」とされている。 資料には「標本誤差」とある。誤差というからには求めるべき真の値があるはずで、これは母比率にほかならない。弁明書には「サンプル数を決める際には統計学上の考え方を引用している」とあるが、「調査結果の正確性(標本誤差)」との記載から、これはサンプル数を決定することが最終の目的ではなく、誤差(標本誤差)を一定の水準に抑え込むことが最終の目的であったことが認められる。この「一定の水準」は浪速区役所の回答から「信頼水準95%における標本誤差を±5%以内」であったとわかる。 上記の北区の例では、「身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている(北)区民の割合」を信頼水準95%における標本誤差を±5%以内の正確性をもって測定しようとしていたわけであり、「調査結果を母比率の推定値として扱っていない」との記載は明白に虚偽である。 また、「思い込み」との記載についても、理解不足から表現が怪しくなっているが、上記のように「誤差(標本誤差)を一定の水準」にして母比率を推定しよう(「調査結果の正確性」)とする場合、標本(アンケート回答者)は母集団を代表しないことによる必要があるのであり、「1区あたり400弱のサンプル数(アンケート回答者数)が求められる。」や「信頼水準95%」などの記載から求められる当然の帰結である。逆に言えば、標本が母集団を代表しない場合、非標本誤差が大きくなることによ り、「調査結果の正確性(標本誤差)から、統計学上、1区あたり400弱のサンプル数(アンケート回答者数)が求められる。」との説明が意味をなさなくなる。 さらに、「市政改革プラン2.0(区政編)の進捗状況(平成30年8月時点)」に記載の各数値は区民アンケート調査の調査結果から得られた数値34.9%を「そのまま」、「身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている(北)区民の割合」であると解釈し、目標値である30%を上回ったと判断しているということであるにすぎない。つまり、観測値を「そのまま」母比率として解釈しているわけであり、これはこのような解釈が可能であるという根拠がなければならない。元の請求内容は、「目標達成などと判断した根拠は何か」が示された文書であり、上記で述べた根拠がなければ行い得ない記載を行っている以上、根拠(文書)が存在しないわけがない。「調査結果から得られた数値をそのまま記載したものであるため、審査請求人の請求する公文書はいざれも作成または取得しておらず、ないといういは論理の飛躍がある。
5	平成31年 2月28日 付け大市 第60号	平成30年12月 9日	【件請求5】 「市政改革プラン2.0」の進捗状況(平成29年度末時点)の10ページ市民利用施設における利用者満足度の「88.6%」で目標の84%を達成」と判断されている部分と、19ページの会計別財務諸表の公表資料が分かりやすいと回答する市民の割合の「61.1%」で目標の30%を達成」と判断されている部分について、根拠となった市政モニターの結果が大阪市ホームページに掲載されています。 当方にてそれぞれの結果報告書について適合度検定を行ったところ、いずれの標本も母集団を代表しておらず標本調査としては成立していません。また市政改革室のこれまでの市民の声の回答などでも、市政モニターについては「標本が母集団の代表には必ずしもなっておらず」「母集団への適用はできない」とされています。 しかし示された資料に掲載されている88.6%や61.1%などのデータは母比率の推計値として用いられています。これらのデータが母比率の推計値として使用できる根拠が示された文書を公開してください。	市政改革室	平成30年12月25日付け 大市第39号による不 存在による非公開決定	平成30年12月27日	【審査請求書】 市政改革室からの「市政モニターから取得したデータが、母集団の代表となっているとは必ずしもいえないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用するものであることを前提として、市政モニターを活用していることから、母比率の推計値として扱っておりません。」との説明については、「観測された88.6%という値が目標を達成したかどうかの評価に使用する根拠が記載された文書を公開してください。」と回答しており、これに対して「母比率の推計値として扱っていない」との理由を示すのは不當であると言わざるを得ない。 本質は「母比率の推計値として用いているかどうか」ではなく、市政モニターでの観測値が目標を達成したかどうかの評価に使用する根拠であり、市政モニターでの観測値をどのように加工しようが、最終的には評価に使用しているのであり、根拠がなければねえはずであり、これを示した文書は存在するはずである。 処分理由は、恣意的に隠そうとしていることを疑わせ、説明責任や公文書の公開義務を無視した不当なものである。	【意見書】 本別表項番1の(く)欄の【意見書】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 まず、「市政改革プラン2.0」の進捗状況(平成29年度末時点)の19ページにおいて、市政モニターでの観測値を母比率(の推定値)として取り扱っていることは記載のとおり。 弁明書には「母集団の代表となっているとは必ずしもいえないことを認識したうえで、様々な関連情報を合わせて活用しており」と記載されているが、まず「母集団の代表になっているとは必ずしもいえない」という点について、資料の「サンプルが母集団の代表となっていることを踏まえ、より母集団の代表に近づけるための設計を行う」や「これらの調査においてサンプルがどれだけ母集団に近づいたのか、信頼度がどの程度向上したのかを測定できるものはありませんが、可能な限り母集団に近づけるための工夫は必要であると考えており、例えばサンプルの構成比を人口構成比に準じたものにする等といった設計の見直しを検討しております。」との回答と明確に矛盾している。そして、これを根拠に「母比率の推定値として取り扱っていない」と主張しているが、この主張が失当であることはこれまで述べた通り。 そして、「様々な関連情報を合わせて活用しており」との点について、「そのまま用いている」との説明及び下記の「調査結果から得られた数値が目標に達したかどうかのみで判断している」との説明と矛盾している。 さらに、「市政モニターアンケート調査結果から得られた数値が(中略)実際に存在しない」という点についても、各事業で観測された値をそのまま用いれば目標値が達成されたかどうかを判定可能であると判断したからこそ、このような処理を行っているわけで、根拠が存在しないわけがない。 さらに、「メールでのやり取りにより公開請求の趣旨を確認した」という点について、2018年12月8日に市政改革室改革プラン推進担当にて送信したメールには、「市政モニターで観測された88.6%という値が目標を達成したかどうかの評価に使用する根拠が記載された文書を公開してください。」と明記しているはずです。この点については審査請求書に記載のとおり。

項番	(あ) 諮詢	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 存在しない理由	(き) 審査請求日	(く) 審査請求人の主張
								(け) 実施機関の主張
6	平成31年 2月28日 付け大市 第62号	平成30年12月 24日	【本件請求6】 大阪市ホームページに掲載されている市政モニターアンケートの調査結果について、仮に市政モニターが標本調査であるとした場合、「人権行政について」の「問4あなたは、「大阪市は配偶者・パートナー等からの暴力（DV）の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである」と思っていますか。」の分析について、 χ^2 二乗検定を行った結果、世代間の差に有意性は認められませんでした。また、過去と比較の分析についても母比率の差の検定を行ったところ、差に有意性は認められませんでした。これらの記述の根拠（思考プロセスの分かること）は何ですか。 また、市政モニターが標本調査ではなく、これらが単に観測値を記載したのみであるという場合、これらの記載に何の意味があるのか、確認できる文書を公開してください。	市政改革室	平成31年1月15日付け 大市第45号 による不存 在による非 公開決定	「市政モニターアン ケート報告書の記述の 根拠（思考プロセスの 分かること）が示され た文書」について、報 告書に記載の各数値は 調査結果から得られた 数値をそのまま記載し たものであり、当該公 文書を作成又は取得し ておらず、実際に存 在しないため。 「市政モニターアン ケート報告書の記載に 何の意味があるのかが 確認できる文書」につ いて、当該公文書を作 成又は取得しておら ず、実際に存 在しない ため。	平成31年1月18日	<p>【審査請求書】 本別表項番1の（く）欄の【意見書】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 市ホームページに掲載されている各報告書には、「今後のこどもの貧困対策の取組みの参考資料とするため調査を実施しました。」と母集団の推計が調査の目的である旨が書かれ、市政改革室のマーケティングリサーチのページには、市政モニターを含めた各調査の目的について、「潜在的な市民の皆様のニーズを把握し、意思決定に際し市民ニーズとズレが生じないよう情報を分析するとともに、施策・事業の成果目標の数値化を徹底し、その達成状況を測定し、効果を検証することによりPDCAサイクルを有効に回すため」としており、さらに、Facebookにも「リサーチによって今市民ニーズを把握し、それに合った施策・事業を展開していくことが求められています。」と記載されており、市政モニター報告書の記載はこの目的に沿って行われていると考えられる。 一方、市ホームページに掲載されている各報告書には、「本アンケートは無作為抽出によるものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」とも記載されており、また、関連した市民の声の回答でも、「必ずしも標本は母集団の代表にはなっていない」「統計的検定は行っていない」とする一方、「母集団の代表となっているとは必ずしも言えない」ということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用できる」としており、市政モニターの目的を考え合わせると、統計学を用いない何らかの方法で観測値から母集団の推計を行っていると考えざるを得ず、この方法について記載された文書があるはずである。 つまり、「市政モニターアンケート報告書の記述の根拠（思考プロセスの分かること）が示された文書」や「市政モニターアンケート報告書の記載に何の意味があるのかを確認できる文書」については、このような文書が該当するものと考えられる。</p> <p>【意見書】 本別表項番1の（く）欄の【意見書】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 まず、「審査請求人は、各調査が母集団の推計を行っているとの思い込みのもとで」との点について、「母集団の推計」「母比率の推計」などの言葉の定義がすでに違っているのではないかと思われるほどであるが、何度も記載する通り各事業の目的は「市民ニーズの把握」、「施策・事業の効果測定」であり、これは母集団の属性やその変化を測定せずに見えるはずではなく、つまりは各事業の目的は「母集団の推計」にほかならない。 弁明書は「母集団の代表になっているとは必ずしも言えない」ということを認識したうえで、様々な関連情報を合わせて活用しているから母集団の推計は行っていないというロジックを組み立てているが、「様々な関連情報を合わせて」いう点が継続していることはすでに述べた。そして、「母集団の代表になっているとは必ずしも言えない」と認識しようがしまいが、実際に行っていることは、目標値との比較に各事業での測定値をそのまま用いたり、事業・施策の判断の前提となる母集団の属性やその変化として各事業の測定値を用いたりしており、これらを「母集団の推計」と言わざるはんないのか。また、「各調査結果が母集団に適用可能かどうかの判断を行っておらず、母比率の推計も行っていない」とも主張しているが、そのとおりであるとすると、上記のような測定値の用い方ができるはずがない。 さらに、推測統計学を適用するのであれば、標本は母集団を代表するものにならなければならず、この前提を欠いた場合、推測統計学の手法は用いることができない。 この点、審査請求書にも記載した通り、関連した市民の声の回答でも、「必ずしも標本は母集団の代表にはなっていない」「統計的検定は行っていない」としており、2.に記載した制度設計の根拠になったものは統計学ではないと考えざるを得ない。 請求の基となった平成30年度市政モニター調査報告書「人権行政について」を見ると、「回答の傾向（年齢別）『そう思う』『どちらかといえばそう思う』と答えた人の合計の割合は、60歳以上が56.3%で最も高く、29歳以下が46.7%で最も低い。」と記載されているが、これは市政モニターの目的が達成されるものとして書かれているはずである。 これらの記載をもって調査の目的が達成できるとする根拠については過去の市民の声の回答に記載されている調査の設計で確認できるものと思われる。</p>
7	平成31年 2月28日 付け大市 第64号	平成30年12月 27日	【本件請求7】 「市政改革プラン2.0」の進捗状況（平成29年度末時点）の10ページの市民利用施設における利用者満足度の88.6%及び、19ページの会計別財務諸表の公表資料が分かりやすいと回答する市民の割合の61.1%の各数値について、(1)どのような方法、プロセスで求めたもののかがわかる文書（ただ、既にwebで公開されているもののは除く） (2)各数値について、市政モニターの観測値をただ単に引用しただけということですか。もしうなら、母比率の推計値として扱っているではありませんか。 「当室からの平成30年11月21日付け市民の声No.1869-10156-001-01の回答などにありますとおり、市政モニターから取得したデータが、母集団の代表となっているとは必ずしもいえないということを認識した上、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行って実際に活用するものであることを前提として、市政モニターを活用していることから、母比率の推計値として扱っておりません。」との説明は嘘だったのですね。 過去の回答に「総合的な判断は施策・事業に関してであり、観測値に対して行うものではない」というものもあったかと思いますが、そうであればそれこそ「母比率の推計値」として扱っているのですよね。 (1)の方法、プロセスで「利用者満足度」「回答する市民の割合」が測定できる根拠は何かがわかる文書を公開してください。	市政改革室	平成31年1月18日付け 大市第46号 による不存 在による非 公開決定	(1)「『市政改革プラン2.0』の進捗状況（平成29年度末時点）に記載されている各数値がどのような方法、プロセスで求めたもののかがわかる文書」について、各数値は市政モニターの調査結果から得られた数値をそのまま記載したものであり、既に公開しているもの以外には当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存 在しないため。 (2)「(1)の方法、プロセスで『利用者満足度』『回答する市民の割合』が測定できる根 拠は何かがわかる文 書」について、母比率の推計値として扱ってい ないことから、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存 在しないため。	平成31年1月22日	<p>【審査請求書】 各数値は市政モニターの調査結果から得られた数値をそのまま記載したもの」ということであるなら、標本調査した市政モニターの結果をもって、例えば「市民利用施設における利用者満足度」の推計値として取り扱っているのであり、これを「母比率の推計」と言わざるはんないのか、市政改革室の統計学の無理解が伺える。 また、市ホームページに掲載されている報告書には、「市民利用施設に関する市民の皆様の利用状況やご意見を調査・分析した上で、今後のサービス向上に向けた取組の参考とさせていたくため実施しました。」と母集団の推計が調査の目的である旨が書かれ、市政改革室のマーケティングリサーチのページには、市政モニターを含めた各調査の目的について、「潜在的な市民のニーズとズレが生じないよう情報を分析するとともに、施策・事業の成果目標の数値化を徹底し、その達成状況を測定し、効果を検証することによりPDCAサイクルを有効に回すため」としており、さらに、Facebookにも「リサーチによって今市民ニーズを把握し、それに合った施策・事業を展開していくことが求められています。」と記載されており、さらに市政モニター設置要綱には「市政に関する市民の意見を組織的・体系的な方法で聴取して、世論の動向を正しく把握するとともに、行政効果を測定して、市政の効果的な運営に資するため」と市政モニターの目的が記載されており、市政モニター報告書の記載はこの目的に沿って行われていると考えられる。 一方、ほかのページには、「本アンケートは無作為抽出によるものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」とも記載されており、また、関連した市民の声の回答でも、「必ずしも標本は母集団の代表にはなっていない」「統計的検定は行っていない」とする一方、「母集団の代表となっているとは必ずしも言えない」ということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用できる」としており、市政モニターの目的を考え合わせると、統計学を用いない何らかの方法で観測値から母集団の推計を行っていると考えざるを得ず、この方法について記載された文書があるはずである。 つまり、「(1)の方法、プロセスで『利用者満足度』『回答する市民の割合』が測定できる根拠は何かがわかる文書」については、このような文書が該当するものと考えられる。</p> <p>【意見書】 本別表項番1の（く）欄の【意見書】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。そのほかは本別表項番8の（く）欄の【意見書】のとおりであるが、以下若干捕捉する。 市政モニターでの観測値をそのまま用いれば目標を達成できたかどうかの判断ができるとの判断があったはずで、「その方法、プロセスで『利用者満足度』『回答する市民の割合』が測定できる根拠は何かがわかる文書」が存在することを証するものではない。2点目の「母比率の推計値として扱っていない」ということが理由として示されている点について、請求後の市政改革室とのやり取りにおいて、1点目の「そのまま用いている」という論点について過去の回答と整合性が取れていないとの文脈の中で「母比率の推計」という言葉を使用しているが、請求にかかる文書について「母比率の推計」と述べたものではない。2019年1月9日のメールで「示された文書には『『利用者満足度』『回答する市民の割合』が測定できる根拠』は記されていませんよ。これがわかる文書を公開してください。」と書いたはずで、これを「母比率の推計を行っていることが説明されているもの」と解釈したのは市政改革室の曲解である。</p>

項番	(あ) 諮詢	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 存在しない理由	審査請求日	(く) 審査請求人の主張
								(け) 実施機関の主張
8	平成31年3月31日 付け大市第70号	平成3年1月25日	【本件請求8】 西成区役所、生野区役所、大正区役所などでは運営方針立案の根拠として区民モニターのデータを用いているようです。これまでの市民の声の回答では区民モニターは標本調査であるにもかかわらず、標本が母集団の代表となっていないとされており、標本調査の体をなしていません。平成30年度運営方針策定に際して区民モニターのデータを用いている区役所において、このような調査のデータが運営方針立案に使用できるとする根拠がわかる文書を公開してください。上記三区役所以外でも該当があれば公開してください。	市政改革室	平成31年2月8日付け 大市第49号 による不存 在による非 公開決定	「公開請求書に記載 されたこのよ うな調査 のデータが運 営方針立 案に使用 できると する根 拠がわ かる文 書」に ついて、 当該公文 書を作成 又は取 得してお らず、 実際に存 在しない ため。	平成31年2月11日	<p>【審査請求書】 「運営方針立案の根拠として区民モニターのデータを用いている」とは具体的には、区民モニターでの観測値を母比率の推定値として用いている（標本で観測された割合をもとに、母集団における割合も同様の値であろうと推定すること）もので、市政改革室からの問い合わせに対しても、「区民モニターの結果で、母集団における調査対象事項の割合が推定できる根拠がわかる文書」であると説明している。 上記記載の「母集団における調査対象事項の割合が推定できる根拠」は区民モニターの制度設計の内容がわかれおのずと明らかになるものであり、これは制度設計の際の意思決定文書に記載されているはずである。制度の目的や方法、その方法で目的が達成できる根拠が記載されていなければ、意思決定などできないでしょう。 ちなみに、この件に関する市民の声に関しては役所も市政改革室も、「調査した結果、取得したデータにつきましては、母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用しています。」や「母比率の推定値として用いていない」となど意味不明的回答を繰り返しており、「どういう意味か」「活用できる根拠は何か」と繰り返し質問しても一切回答しない。この上文書でも根拠を示さないとなると、やっていることの根拠を説明できないと判断せざるを得ない。仮に本当に文書がないのであれば、根拠なしに事務を行っているのであり、「説明責任を果たすための公文書作成指針」違反である。</p> <p>【意見書】 本別表項番1の(く)欄の【意見書】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。そのほかの意見は審査請求書のとおり</p> <p>事案の概要は本別表項番1の(け)欄の項番1と同様であるためこれを引用する。 審査請求人は、「『運営方針立案の根拠として区民モニターのデータを用いている』とは具体的には、区民モニターでの観測値を母比率の推定値として用いているもの。」と主張するが、処分庁は区民モニターでの観測値が母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用することとしているため、運営方針立案に用いるデータが必ずしも母比率の推定値であるということではなく、従って、「標本が母集団の代表となっておらず、標本調査の体をなしていないような調査のデータが運営方針立案に使用できるとする根拠がわかる公文書」は、作成又は取得しておらず、実際に存在しない。</p>
9	平成31年3月28日 付け大市第75号ほか24件 (別表2の項番9の(あ)欄のとおり)	平成31年2月10日	【本件請求9】 市政モニター、民間ネット調査、区民モニター（区役所にモニター登録した方に実施したアンケートもしくは無作為抽出の区民を対象に実施した区民アンケートを含む）の各調査について、各々の調査の設計内容（・信頼度は何%以上とするか・標本誤差は何%以下とするか・設定した信頼度、標本誤差を達成するため標本サイズをいくつにし、どのような方法で標本を収集するか・収集された標本が母集団の代表になっているかどうかをどのようにして確認するか・収集された標本が母集団を代表しない場合、次測定補完をどのようにするか・仮説検定をどのように行うかなど）がわかる文書を公開してください。一體どのような見に基づき、標本のサイズや形態をどのように決定し、観測されたデータからどのような方法で母集団の復元・推計を行っているのか、つまりはこれらの調査でどのようにして「世論の動向を正しく把握」したり、「行政効果を測定」したりし、またどのようにして「母集団値を測定できます。」と言える結果を導いているのか、標本の収集から分析までの内容がどのようになっているのかがわかる文書ということです。	市政改革室 ほか24区役所(別表2の項番9の(い)欄のとおり)	平成31年2月25日付け 大市第59号 による不存 在による非 公開決定ほか24件(別表2の項番9の(う)欄のとおり)	「公開請求書に記載 されたよ うな市政モニ ター、民間ネット調 査、世論調査の設計内 容がわ かる文 書」につ いて、各調査によ て取 得したデータは、母 集団の代表にな っている ことは必ずしも言 えないとい うことを認 識した上 で、必要に応じて 様々な関連情 報を合 せて、施 策・事業を進 める上での総合的な 判断を行 う際に活用 するもので あることか ら、当該公文 書を作成又 は取 得してお らず、実際 に存 在しない ため。	平成31年3月3日	<p>【審査請求書】 市政モニター、民間ネット調査、世論調査、区民モニター（以下、「各調査」と言う。）の目的は、市政モニター設置要綱にあるように「世論の動向を正しく把握するとともに、行政効果を測定して、市政の効率的な運営に資する」、つまりは母集団の復元、推計（標本調査の一般的な目的）のはずであり、各調査の実施方法はこの目的を達成するために定められているはずだ。一例では、標本を無作為抽出により取得している調査もあるようだが、これも標本の代表性を確保するためのものであり、設計の一部である。 各調査は、各々の調査目的を達成するための実施手順などを定められているはずで、仮にこれらがないのであれば、何をよりどころに事務をおこなっているのかということになってしまふ。処分理由にあらうように「施策・事業を進めるうえでの総合的な判断を行う際に活用することを前提としている」ということなら、このように活用できるデータを取得するための方法論（設計）はあるはずだ。 また、不存在の理由に記載された「公開請求書に記載されたような設計内容がわかる文書」については、おそらく「・信頼度は何%以上とするか・標本誤差は何%以下とするか…」の部分を指しているものと思われますが、不存在にするための恣意的な解釈であると言わざるを得ない。「どのようにして『母集団値を測定できます。』と言える結果を導いているのか、標本の収集から分析までの内容がどのようになっているのかがわかる文書」を請求しているのであり、このような文書が存在しないはずはない。仮にこのような文書がないとすると、各調査の有効性を示すことができなくなる。 特に世論調査の報告書には、「今回の調査は標本調査ですので、標本による測定値（調査の結果）に基づいて、母集団値を測定できます。」とまで書かれており、信頼区间を求める式まで記載されている。統計学に基づく調査設計がなければ、このような記載ができるはずがない。</p> <p>【意見書】 本別表項番3の(く)欄の【意見書】の項番1から4までと共通する意見であるためこれを引用する。 (7) 「処分庁においては、これら調査において『母集団の復元、推計』を目的としておらず」との点について 弁明書では下記(7)のとおり、世論調査については標本調査であると認めており、市政モニター、民間ネット調査についても世論調査の手法で行うことが望ましいとしている。 標本調査の一般的な目的は「母集団の復元、推計」であり、資料にも「標本調査は、ある集団の中から一部の調査対象を選び出して調べ、その情報を基に、元の集団全体の状態を推計するものです。」と説明されている。 (8) 「各報告書は調査結果から得られた数値をそのまま使用しており、『母集団の復元、推計』を行うための実施手順は存在しない」という点について 弁明書では、世論調査について標本調査であると認めており、市政モニターや民間ネット調査についても世論調査に準じたものにすることが望ましいとしていたことは上記(7)のとおりである。 そして標本調査の一般的な目的が「母集団の復元、推計」であることも上記(7)のとおり具体的には、平成30年度市政モニター調査報告書「人権行政について」に市政モニターの年齢階層別構成が記載されている。これらの市政モニター数は市政モニターの目的である「市政に関する市民の意見を組織的・体系的な方法で聴取して、世論の動向を正しく把握する」（つまりは母集団（大阪市民）を復元、推計する）ことができるよう設定されているはずであり、これらの人数を決定する根拠が存在することに疑う余地はない。 なお、もともとの請求は「各々の調査の設計内容がわかる文書」である。いつの間にかこれが「実施手順」になってしまっている。 そして、過去の市民の声の回答には「より母集団の代表に近づけるための設計を行う」、「サンプルの構成比を人口構成比に準じたものにする等といった設計の見直しを検討しております」と書かれており、請求にかかる調査設計が存在することが明示されている。この記載からも「調査設計は存在しない」ということが嘘であることがわかる。情報公開審査会に過去のいきさつがわかるはずがないと高をくくって不存在であるとの主張を行っているのであれば、不誠実極まりないものである。また、市政モニター及び民間ネット調査について「世論調査の手法により実施することが望ましい」としている点から、世論調査についても調査設計が存在することは明白である。 (9) 「処分庁は、審査請求人のメールのやり取りにより公開請求の趣旨を確認したうえで本件決定9を行っているため、決定時の判断は妥当である」との点について 2019年2月14日に大阪市経済局行政部行政課（情報公開グループ）にて送信したメールには「一休どのよ うな知見に基づき、標本のサイズや形態をどのように決定し、観測されたデータからどのような方法で母集団の復元・推計を行っているのかがわかる文書とい うことです。」と記載したはずです。これに対して市政改革室は「各調査によって取得したデータは、母集団の代表にな っているとは必ずしも言えないとい うことを認 識した上 で、必要に応じて 様々な関連情 報を合 せて、施 策・事業を進 める上での総合的な 判断を行 う際に活用 するもので あることか ら、当該公文 書を作成又 は取 得してお らず、実際 に存 在しない ため。</p> <p>事案の概要は本別表項番1及び項番3の(け)欄の項番1「事案の概要」と同様であるためこれを引用する。 審査請求人は、市政モニター、民間ネット調査、世論調査は「母集団の復元、推計」が目的であり、「各調査の実施方法はこの目的を達成するために定められているはず」、「各調査は、各々の調査目的を達成するための実施手順などを定められているはず」と主張するが、処分庁においては、これら調査において「母集団の復元、推計」を目的としておらず。各報告書は調査結果から得られた数値をそのまま使用しており、「母集団の復元、推計」を行うための実施手順は存在しない。 また審査請求人は、処分庁による公開請求の趣旨の解釈は「不存在にするための恣意的な解釈であると言わざるを得ない」と主張するが、処分庁は、審査請求人のメールのやりとりにより公開請求の趣旨を確認した上で本件決定を行っているため、決定時の判断は妥当である。 また審査請求人は、「世論調査の報告書には『今回の調査は標本調査ですので、標本による測定値（調査の結果）に基づいて、母集団値を測定できます。』とまで書かれており、信頼区间を求める式まで記載されています。統計学に基づく調査設計が無ければ、このような記載ができるはずがありません。」と主張するが、この記載は標本調査の一般的な説明を行ったものであり、各調査は統計学に基づく調査設計ではないため、統計学に基づく調査設計は存在しない。なおこの記載については、各報告書を読んだ方が審査請求人のような誤解をしないよう、これ以降の報告書には記載していない」という点について 「なお、この記載については、各報告書を読んだ方が審査請求人のような誤解をしないよう、これ以降の報告書には記載していない」という点について 「これも真っ赤な嘘ですね。市民の声に対する平成30年4月12日付の市政改革室の回答では「世論調査につきまして、(略)報告書に記載の標本誤差を考慮しながら」と記載されており、この記載が有効なものであった、と考えていたことがうかがわれる。しかしその後、11月2日付の回答では「報告書に記載の標本誤差に関する説明については、母集団の推計が可能であるかのような印象を与えることがないよう、今後、表現を工夫してまいります。」と認めざるを得なくなっている。 要は、この記載については世論調査の目的である「市民ニーズの把握」、「施策・事業の効果測定」ができるものであるとの前提で記載されていたものが、市民の声で問題点を指摘されてからこれを認めざるを得なくなり記載を削除したものである。</p>

項番	(あ) 諮詢	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 存在しない理由	(き) 審査請求日	(く) 審査請求人の主張
								(け) 実施機関の主張
10	平成31年3月28日 付け大浪 総第157号	平成31年2月10日	【本件請求10】 「『市政改革プラン2.0』の進捗状況 -新たな価値を生み出す改革-（行革編） -ニア・イズ・ベターのさらなる徹底- （区政編）（平成30年8月末時点）」 http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmsfiles/contents/0000453/453061/h30.8t/orimatomehontail.pdf に関して、公開された文書「『市政改革プラン2.0（区政編）』の成果指標の測定等について」に記載されている「無作為抽出アンケート」について、調査の設計内容がわかる文書を公開してください。	浪速区役所	平成31年2月25日付け大浪総第109号による不存在による非公開決定	「無作為抽出アンケートについて、調査の設計内容がわかる文書について確認できる文書は、12月17日付け公開決定せたきました」「『市政改革プラン2.0（区政編）』の成果指標の測定等について」とする文書以外には当該文書を、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成31年3月1日	<p>【審査請求書】 「『市政改革プラン2.0（区政編）』の成果指標の測定等について」と題する文書には、成果指標を測定する「無作為抽出アンケート」について、調査対象を「18歳以上の無作為に抽出された区民。各区2000名」とし、その説明として「調査結果の正確性（標本誤差）から、統計学上、1区あたり400弱のサンプル数（アンケート回答者数）が求められる」とのことが事務局からの提案事項として記載されている。「統計学上」としていることから、信頼度や標本誤差の設定を行わなければ、必要なサンプル数は定まらないはずであり、「400弱のサンプル数（アンケート回答者数）が求められる」との記載からは、これらの設計があったことは明らかである。そして、その設計は、事務局において、この提案を行うとする意思決定が行われた際の文書に記載されているはずである。 さらに「無作為に抽出」との記載に関しても、標本の代表性を確保するためのものであり、これも設計の一部であることは明らかである。何の根拠もなしに「無作為に抽出」と判断したはずではなく、これも根拠は上記意思決定の文書に記載されているはずである。</p> <p>【意見書】 本別表項番4の（く）欄【意見書】と同様であるからこれを引用する。</p> <p>事案の概要は本別表項番4の（け）欄の項番1と同様であるためこれを引用する。 本件請求2は、区民アンケート調査の設計内容がわかる文書の公開を求めるものであるが、「市政改革プラン2.0（区政編）の進捗状況（平成30年8月末時点）」に記載の各数値は、区民アンケート調査の調査結果から得られた数値をそのまま記載したものであるため、区民アンケート調査について、調査の設計内容がわかる文書は「『市政改革プラン2.0（区政編）』の成果指標の測定等について」とする文書以外にはそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。</p>
11	平成31年3月26日 付け大浪 総第159号	平成31年2月18日	【本件請求11】 「『市政改革プラン2.0』の進捗状況 -新たな価値を生み出す改革-（行革編） -ニア・イズ・ベターのさらなる徹底- （区政編） （平成30年8月末時点）」 http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmsfiles/contents/0000453/453061/h30.8t/orimatomehontail.pdf に関して、51ページに記載されている例えば北区の34.9%などの各数値について、母比率の推定値として使用できる根拠がわかる文書を公開してください。この数値の信頼度や95%信頼区間のわかる文書です。	浪速区役所	平成31年3月4日付け大浪総第140号による不存在による非公開決定	「母比率の推定値として使用できる根拠がわかる文書を公開してください。この数値の信頼度95%信頼区間のわかる文書です。」について確認できる文書については、母比率の推定値として扱っていないことから、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成31年3月8日	<p>【審査請求書】 公開された文書「市政改革プラン2.0（区政編）の成果指標の測定等について」と題する文書には、「調査結果の正確性（標本誤差）」などの記載が見られ、同報告書の基となった「無作為に抽出アンケート」なるものが標本調査であることは明らかである。市政改革プラン2.0の成果となる指標が、「身近な地域でのつながりに關して肯定的に感じている区民の割合」などで、これの各区（母集団）における値（母比率）を求めるための調査であることは明らかであり、この母比率を求めるために「無作為抽出アンケート」を行い、その結果をもとに母比率を推定し、同報告書にまとめていても関わらず、「母比率の推定値として扱っていない」というのは、全く理解できない。 一般に標本調査を行い、母集団の復元・推計を行うためには ・信頼度は何%以上とするか ・標本誤差は何%以下とするか ・設定した信頼度、標本誤差を達成するため標本サイズをいくつにし、どのような方法で標本を収集するか ・収集された標本が母集団の代表になっているかどうかをどのようにして確認するか ・収集された標本が母集団を代表しない場合、欠測値補完をどのようにするか ・仮説検定をどのように行うか などの調査に係る設計を行うのが当然である。公開された文書「市政改革プラン2.0（区政編）の成果指標の測定等について」と題する文書にも、「調査結果の正確性（標本誤差）から、統計学上、1区あたり400弱のサンプル数（アンケート回答者数）が求められる」と記載されている。統計学では、サンプル数は上記の「信頼度」、「許容標本誤差」をもとに決定されるものであり、400弱というサンプル数が求められている以上、「信頼度」、「許容標本誤差」が設定されていることは明らかで、これはつまり調査の設計が存在していることを意味する。 請求に係る「この数値の信頼度や95%信頼区間の分かる文書」とは、この調査の設計内容が記された文書であり、これは「無作為抽出アンケート」を行う際の意思決定文書などが該当するものと思われる。</p> <p>【意見書】 本別表項番4の（く）欄【意見書】と同様であるからこれを引用する。</p> <p>事案の概要は本別表項番4の（け）欄の項番1と同様であるためこれを引用する。 審査請求人は、区民アンケート調査が母集団を代表するものとして扱われているとして本件請求3を行っており、「統計学上の考え方からサンプル数を求めているのだから、観測値を母比率の推定値として用いているはず」と主張するが、処分庁が行う区民アンケート調査は、サンプル数を決める際には統計学上の考え方を用いているが、調査によって取得したデータが母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用することとしており、用いるデータは母比率の推定値として扱っていないため、従って、「母比率の推定値として使用できるとする根拠がわかる公文書」は、作成又は取得しておらず、実際に存在しない。</p>
12	平成31年3月29日 付け大市 第77号	平成31年2月21日	【本件請求12】 市政モニターの人数について、市民の声No.1869-10202-001-01の回答では「市政に関して様々なご意見をいただけるよう、性別・年齢・居住地域を考慮して選出しております。」とのことです。市政モニターアンケート「人権啓発・相談に関する意識調査」（平成30年10月実施） http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000458/458558/30.pdf 市政モニターの人数を決定する根拠（29歳以下が75名で、30歳が181名などとなっている根拠）がわかる文書を公開してください。（ただし、既にwebで公開されているものは除く）	市政改革室	平成31年3月7日付け大市第66号による不存在による非公開決定	「市政モニターの人数を決定する根拠がわかる文書」について、市政モニターは、応募者の中から「市政モニター設置要綱」を根拠として選出していることから、既に公開しているもの以外には当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成31年3月10日	<p>【審査請求書】 根拠として示された「市政モニター設置要綱」には、第3項でモニター数を800名以下とすること、第5項で「応募者の中から性別・年齢・居住地域を考慮して選出する」との規定しかなく、具体的な内容は何一つわかりません。このため、市政改革室からの問い合わせにも「29歳以下が75名で、30歳が181名などとなっている根拠がわかる文書を公開してください。」と答えております。 平成30年度の市政モニターの構成については、選出に係る意思決定文書に根拠とともに記載されているはずで、請求に係る文書はこのような文書が該当するものと考えられ、また、このような文書が存在しないはずがない。（現に平成30年度の市政モニターは意思決定の上で選出されている。） 処分理由にある「『市政モニター設置要綱』を根拠として選出していることから」についても、このような説明では具体的な内容は何一つわからないということは自明であり、市政改革室もそのことはわかっているはずであるのに、このような理由を記載した決定通知書を送ってくるのは、市政改革室の説明責任、情報公開への消極的な姿勢は目に余るものがある。</p> <p>【意見書】 本別表項番1の（く）欄の【意見書】の項番1から4と共通する意見であるためこれを引用する。 弁明書には、「市政モニターは、毎年度、応募いただいた方の中から、『市政モニター』設置要綱を根拠として選出を行い、モニター構成を決定していることから、既に公開しているもの以外には当該公文書を作成または取得しておらず、実際に存在しない。」としている。「既に公開しているもの」とは市政モニター設置要綱であると思われるが、審査請求書にも記載した通り、この要綱には第3項でモニター数を800名以下とすること、第5項で「応募者の中から性別・年齢・居住地域を考慮して選出する」との規定しかない。 一方、平成30年度市政モニター調査報告書「人権行政について」には具体的に市政モニターの年齢階層別構成が記載されている。これによると、29歳以下が75人、30歳代が181人などとなっているが、これは市政モニター設置要綱第5項に基づき、「応募者の中から性別・年齢・居住地域を考慮して選出」した結果であると考えられ、この構成にした根拠は、平成30年度の市政モニターを決定する際の意思決定文書などに記載されているものと思われる。（これも審査請求書にも記載した通り。） 市政改革室は平成30年3月14日付の市民の声の回答で「より母集団の代表に近づけるための設計を行う」とし、平成30年3月29日付の市民の声の回答で「サンプルの構成比を人口構成比に準じたものにする等といった設計の見直しを検討しております。」としており、請求にかかる市政モニターの構成を決定する調査の設計が存在していることを明らかにしている。この設計は公開されていないにも関わらず、「既に公開しているもの以外には存在しない」との理由で「不存在による非公開」とするのは不適である。</p> <p>事案の概要は本別表項番1の（け）欄の項番1と同様であるためこれを引用する。 市政モニターは、毎年度、応募いただいた方の中から、『市政モニター設置要綱』を根拠として選出を行い、モニター構成を決定していることから、既に公開しているもの以外には当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しない。</p>

別表1の 項番	(あ) 諮詢	(い) 担当	(う)			(え) 審査請求日
			決定日	文書番号	決定内容	
2	平成31年2月15日 大財第63号	財政局	平成30年12月6日	大財第46号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月15日 大危第183号	危機管理室	平成30年12月6日	大危第144号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月15日 港湾第2133号	港湾局	平成30年12月7日	港湾第1288号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月26日 大住江第128号	住之江区役所	平成30年12月7日	大住江総第97号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月15日 大経第e-3186号	経済戦略局	平成30年12月7日	大経第e-2573号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月18日 大建第e-3380号	建設局	平成30年12月7日	大建第e-2527号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月15日 大環境第390号	環境局	平成30年12月7日	大環境第316号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月19日 大市第56号	市政改革室	平成30年12月7日	大市第37号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月15日 大I戦第e-66号	ICT戦略室	平成30年12月7日	大I戦第e-49号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月15日 大こ青第3332号	こども青少年局	平成30年12月7日	大こ青第2590号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月15日 大総務監第39号	総務局	平成30年12月7日	大総務監第34号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月27日 大政第e-2号	政策企画室	平成30年12月7日	大政第149号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月28日 大都整住第77号	都市整備局	平成30年12月7日	大都整住第57号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月15日 大市民第899号	市民局	平成30年12月7日	大市民第704号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月15日 大都計第e-105号	都市計画局	平成30年12月7日	大都計第e-95号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
3	平成31年2月15日 大東住総第114号	東住吉区役所	平成30年12月7日	大東住総第85号	不存在による非公開決定	平成30年12月11日
	平成31年2月15日 大健第1320号	健康局	平成30年12月7日	大健第1075号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大北政第71号	北区役所	平成30年12月17日	大北政第60号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大都島総第1029号	都島区役所	平成30年12月14日	大都島総第1024号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大福企企第11号	福島区役所	平成30年12月14日	大福企企第9号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大此企第288号	此花区役所	平成30年12月14日	大此企第238号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大中総第168号	中央区役所	平成30年12月17日	大中総第118号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大西き第37号	西区役所	平成30年12月17日	大西き第33号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大港総推第84号	港区役所	平成30年12月17日	大港総推第51号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月19日 大大正総第116号	大正区役所	平成30年12月17日	大大正総第101号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月20日 大天企総第174号	天王寺区役所	平成30年12月17日	大天企総第124号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大浪総企第66号	浪速区役所	平成30年12月17日	大浪総企第54号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大西淀企第119号	西淀川区役所	平成30年12月17日	大西淀企第99号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月14日 大淀政第365号	淀川区役所	平成30年12月17日	大淀政第349号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大東淀総企第363号	東淀川区役所	平成30年12月17日	大東淀総企第301号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大東成総第116号	東成区役所	平成30年12月14日	大東成総第93号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大生第123号	生野区役所	平成30年12月17日	大生第100号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月12日 大旭総企第51号	旭区役所	平成30年12月14日	大旭総企第41号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大城総第338号	城東区役所	平成30年12月17日	大城総第331号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大鶴総第252号	鶴見区役所	平成30年12月17日	大鶴総第197号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大阿総企第72号	阿倍野区役所	平成30年12月17日	大阿総企第48号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
9	平成31年2月15日 大住江第125号	住之江区役所	平成30年12月14日	大住江総第100号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大住吉政第8号	住吉区役所	平成30年12月17日	大住吉政第6号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大東住総第116号	東住吉区役所	平成30年12月17日	大東住総第89号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大平政第142号	平野区役所	平成30年12月17日	大平政第112号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年2月15日 大西成総第e-19号	西成区役所	平成30年12月17日	大西成総第e-17号	不存在による非公開決定	平成30年12月22日
	平成31年3月28日 大市第75号	市政改革室	平成31年2月25日	大市第59号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月28日 大北政第88号	北区役所	平成31年2月25日	大北政第75号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月28日 大都島総第1041号	都島区役所	平成31年2月25日	大都島総第1032号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月28日 大福企企第18号	福島区役所	平成31年2月25日	大福企企第13号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月28日 大此第348号	此花区役所	平成31年2月22日	大此第313号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月28日 大中総第191号	中央区役所	平成31年2月25日	大中総第170号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月28日 大西き第43号	西区役所	平成31年2月25日	大西き第41号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月28日 大港総推第144号	港区役所	平成31年2月25日	大港総推第115号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月29日 大大正総第148号	大正区役所	平成31年2月25日	大大正総第130号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月29日 大天企総第216号	天王寺区役所	平成31年2月25日	大天企総第183号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月28日 大浪総企第87号	浪速区役所	平成31年2月25日	大浪総企第68号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月28日 大西淀企第156号	西淀川区役所	平成31年2月25日	大西淀企第126号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	平成31年3月28日 大淀政第392号	淀川区役所	平成31年2月25日	大淀政第375号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日

別表1の 項番	(あ) 諮詢	(い) 担当	(う)			(え) 審査請求日
			決定日	文書番号	決定内容	
平成31年3月28日	大東淀総企第400号	東淀川区役所	平成31年2月25日	大東淀総企第382号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大東成総第144号	東成区役所	平成31年2月25日	大東成総第125号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大生第168号	生野区役所	平成31年2月25日	大生第126号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大旭総企第72号	旭区役所	平成31年2月25日	大旭総企第63号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大城総第348号	城東区役所	平成31年2月25日	大城総第341号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大鶴総第294号	鶴見区役所	平成31年2月25日	大鶴総第274号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大阿総企第84号	阿倍野区役所	平成31年2月25日	大阿総企第78号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大住江第155号	住之江区役所	平成31年2月25日	大住江第134号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大住吉政第17号	住吉区役所	平成31年2月21日	大住吉政第10号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大東住政第152号	東住吉区役所	平成31年2月22日	大東住政第253号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大平政第168号	平野区役所	平成31年2月25日	大平政第145号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日
	大西成総第e-29号	西成区役所	平成31年2月25日	大西成総第e-28号	不存在による非公開決定	平成31年3月3日